

行政監査報告書

平成 19 年 6 月

兵庫県監査委員

目 次

	頁
第1 監査の概要 -----	1
1 監査のテーマ -----	1
2 監査の趣旨 -----	1
3 監査対象事務 -----	1
4 監査実施方法 -----	1
5 監査の主な着眼点 -----	2
6 監査実施時期 -----	2
第2 8テーマの監査結果（総括） -----	3
第3 特定監査項目の監査結果（総括） -----	6
第4 8テーマの監査結果 -----	14
1 貸付金に係る事務事業（平成5年2月） -----	15
2 相談事業（平成6年2月） -----	21
3 生涯学習講座事業（平成8年6月） -----	27
4 県が設置している宿泊施設の管理運営事務（平成9年6月） -----	31
5 県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務（平成11年6月）	35
6 高額機器の取得、利用・管理（平成13年6月） -----	42
7 公益法人等に対する指導監督等（平成15年6月） -----	49
8 公舎、職員住宅等の管理運営（平成17年6月） -----	58
第5 特定監査項目の監査結果 -----	68
1 貸付金債権の管理と償還事務 -----	69
2 公の施設における防火管理体制 -----	81
3 高額機器の契約関係事務 -----	86
4 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」に基づく主務課の指導・支援 -----	92

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

行政監査結果のフォローアップについて

2 監査の趣旨

地方自治法の改正により平成3年に行政監査が制度化されて以降、過去8回、監査の対象テーマを定め、行政監査を実施してきたところである。

この間、平成10年には監査の結果に基づき措置を講じた場合はその旨を監査委員に通知することも制度化されたが、行政監査の第1回から第4回までについてはこのような制度はなく、また、第5回以降については措置結果が報告されることとなったが、措置について検討中あるいは措置予定とするものも相当数みられた。

そこで、これまで実施した行政監査に対してどのような措置が講じられ、その結果がどのように行政に反映されたのかを中心に措置状況を監査するとともに、併せて、これまでの行政監査テーマの中から、県民の関心、事務の重要性を勘案し、特定監査項目を設定して監査することにより、今後の行財政の運営に資することとする。

3 監査対象事務

(1) 下記8テーマの監査結果に対し、当局が講じた措置

	監査報告時期	行政監査テーマ名
第1回	平成5年2月	貸付金に係る事務事業
第2回	平成6年2月	相談事業
第3回	平成8年6月	生涯学習講座事業
第4回	平成9年6月	県が設置している宿泊施設の管理運営事務
第5回	平成11年6月	県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務
第6回	平成13年6月	高額機器の取得、利用・管理
第7回	平成15年6月	公益法人等に対する指導監督等
第8回	平成17年6月	公舎、職員住宅等の管理運営

(2) 特定監査項目

- ア 貸付金債権の管理と償還事務（平成5年2月監査報告）
- イ 公の施設における防火管理体制（平成11年6月監査報告）
- ウ 高額機器の契約関係事務（平成13年6月監査報告）
- エ 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」に基づく主務課の指導・支援（平成15年6月監査報告）

4 監査実施方法

監査は、監査調書等の提出を求め、書面調査、ヒアリング調査及び現地調査により実施した。

5 監査の主な着眼点

- (1) 行政監査報告において監査委員が留意・改善を求めた事項について、適正に措置がなされているか。
- (2) その後の社会・経済情勢の変化や県民のニーズに即応した、より経済的で効率的な事務運営がなされているか。

6 監査実施時期

平成18年7月から平成19年5月

第2 8テーマの監査結果（総括）

1 総 評

行政監査結果に対し、概ね適正に措置がなされている。

しかしながら、一部において、十分な措置が講じられていないものもあるので、以下、テーマごとに記述する（特定監査項目に係るものを除く。）

2 留意・改善を求める事項

(1) 貸付金に係る事務事業（平成5年2月）

ア 新分野進出資金は、中小企業者等の経営革新、新事業の創出等を支援するものであるが、融資実行率が低調であるので、一層の制度周知を図り、多様な資金需要に応えられたい（15頁）。

イ 農業改良資金、林業・木材産業改善資金及び勤労生徒奨学資金について、引き続き、収入未済の解消に向け、債権回収の強化及び債権の適正管理を図られたい（19頁）。

(2) 相談事業（平成6年2月）

ア 専門相談の中でも、県民の安全・安心面から特に迅速な対応が望まれる児童・高齢者虐待やDV等の相談事業については、相談窓口の周知のため、一過性の広報に留まることなく、全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」の紙面を工夫するなどして掲載に努められたい（21頁）。

イ 高齢者総合相談のうち、一部の専門相談については、依然として相談件数が低調であるため、その原因を分析し、より効果的な事業運営を図るとともに、利用情報の県民への一層の周知が進むよう工夫されたい（24頁）。

ウ 相談結果の中から県民が求める情報を的確に把握し、県ホームページ上の情報掲載の充実に努めるとともに、掲載後の情報更新についても適切・迅速に対応されたい（26頁）。

(3) 生涯学習講座事業（平成8年6月）

ア 兵庫県産業技術大学の定員充足率は58.9%であるので、一層の企業ニーズの把握、新規受講企業の開拓、PRの強化等に努められたい（29頁）。

イ 生活創造大学は、開設した21講座中定員充足率が70%以下の講座が12講座あるので、より幅広い層からの受講生を確保できるよう講座内容や開講時期等を工夫するとともに、受講者が学習の成果を地域での活動に生かせるよう、効果的な事業運営に努められたい（30頁）。

(4) 県が設置している宿泊施設の管理運営事務（平成9年6月）

文化会館等については、宿泊施設を廃止したうえで、県民の生活創造活動拠点としての機能充実を新たに図っているものの、従来から有している施設や物品、とりわけ図書及び視聴覚資料については老朽化が進み、利用も極めて低調であることから、保有の必要性を検証するとともに、生活創造情報プラザとして保有すべき情報資料の整備に努められたい（32頁）。

(5) 県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務（平成11年6月）

ア 昆虫館のあり方について、関係機関との協議、調整を早急に進められたい（35頁）。

イ フラワーセンター等一部の公の施設においては、なお利用状況の低調なものが見受けられる。平成18年度からは、一部の施設において、開業日・開業時間の拡大を実施するなど、県民サービスの向上を図っているが、今後とも、県民が利用しやすい施設運営に意を用い、施設の利用促進を図られたい（38頁）。

(6) 高額機器の取得、利用・管理（平成13年6月）

県立大学や一部の試験研究機関においては、組織的に機器の評価管理を行うシステムが構築されておらず、あるいは機器の有効活用方策を検討する場として必ずしも機能していない現状が見受けられることから、当該システムが実質的に機能するよう組織的な取り組みを図られたい（44頁）。

(7) 公益法人等に対する指導監督等（平成15年6月）

ア 公益法人の設立許可及び指導監督基準等に基づく指導の結果、改善が図られているが、各種報告書類の提出（49頁）、事業費・管理費の総支出額に占める割合（51頁）、理事の構成

(52頁) インターネットによる情報公開(53頁)及び互助・共済団体等における外部監事の導入(同頁)について、引き続き指導されたい。

イ 県が出資等する公益法人等に対して、会計研修や倫理研修等への積極的な取り組み(54頁)、チェック機能が効率的・効果的に機能しているかの把握(55頁)、監事の専任化の推進と監事機能の強化(56頁)、外部監査等の導入(同頁)及びホームページ上での情報公開等(57頁)について、引き続き指導されたい。

(8) 公舎、職員住宅等の管理運営(平成17年6月)

ア 看護師宿舎の入居率は53.5%、医師公舎の入居率は58.9%であるので、それぞれ有効活用に努められたい。このうち借上看護師宿舎等については、需給状況に応じた適切な戸数管理に努めるとともに、一棟借上げの宿舎については、部分解約等に向けた交渉、協議に鋭意取り組みられたい(61頁)。

イ 公舎、職員住宅等全体の管理状況をみると、既存ストックの有効活用のため、入居資格の緩和等の措置は講じられているが、前回(平成16年度)の入居率75.0%と比較して70.6%(当面の廃止決定分を除いた入居率:73.6%)であり、依然として入居率は低下している。今後とも、管理戸数のさらなる見直しを進めるとともに、既存ストックの一層の有効活用に努められたい(63頁)。

ウ 知事部局所管の職員住宅において、敷地内に駐車の実態があるにもかかわらず駐車場使用料を徴収していないもの、入居者の専用物置として使用されているにもかかわらず使用料を徴収していないものがあるので、それぞれ使用料を徴収されたい(64頁)。

エ 消防署に防火管理者の選任届が提出されていない公舎、職員住宅が14か所、消防訓練を実施していない公舎、職員住宅が21か所あるので、速やかに防火管理者を選任するとともに、消防計画に基づき消防訓練を実施するよう指導されたい(66頁)。

オ 職員住宅の居住環境を良好に維持することは入居者の当然の義務であるが、一部それが不十分な職員住宅が見受けられたので、入居者に対し、なお一層指導に努められたい(同頁)。

平成5年以降8テーマについて行政監査を実施し、効率的、効果的な行財政運営の観点から事務事業の問題点を指摘し、改善を求めてきたところであり、その結果、概ね適正な措置が講じられているが、未だ十分な対応が図られていないものについては、早急に所要の措置が講じられるとともに、厳しい財政環境の中、行財政運営の一層の効率化に努められることを望むものである。

第3 特定監査項目の監査結果（総括）

1 貸付金債権の管理と償還事務

(1) 共通事項

ア 収入未済への対応

(ア) 適切な初期対応

収入未済対策としては、未納が発生した時点で速やかに債務者の状況を把握し、その状況に応じた対策を迅速に講じることが肝要であるが、必ずしも適切に初期対応が行われていないので、収入未済発生時の初期対応を適切に行われたい（70頁）。

(イ) 債権分類に基づく収入未済債権の適正な管理

限られた人的資源を有効に活用し、効率的に収入未済の解消を図っていくためには、債権の回収可能性に着目した債権分類が必要であるが、組織的に債権分類が行われていない債権もあるので、適切な債権分類に基づき、回収可能性の高い債権に対し重点的にアプローチを図るなどにより、効率的で効果的な償還事務に努められたい（同頁）。

(ウ) 弾力的な償還体制の構築

債務者（連帯保証人を含む。）が働いている場合、勤務時間内での償還活動では、債務者に接触できない場合が多いので、償還活動に従事する職員（非常勤嘱託員を含む。）について、償還促進月間等における土日、夜間の償還活動を含めた弾力的な償還体制の構築に努められたい（同頁）。

(エ) 償還事務担当者の経理員発令

納付意欲のある時をとらえて的確に債権回収を図っていくためには、税金の徴収と同様、債務者から直接現金（償還金）を収受できるようにしておくことが必要であるので、償還事務担当者の経理員発令の是非を検討されたい（71頁）。

イ 債権の管理

(ア) 不納欠損を行う場合の判断基準の策定

収入未済債権について、消滅時効の援用の見込みがある場合、財務規則に基づき不納欠損を行っているが、不納欠損の状況をみると、消滅時効完成後直ちに不納欠損を行っている資金や、消滅時効完成後も債務者の無資力状態が長期間続いているにもかかわらず、不納欠損を行っていない資金がある等、各資金で不納欠損の取扱いが異なっているので、消滅時効の援用の見込みがある場合の取扱いについて、判断基準を策定し、これに基づき債権の整理を進められたい（同頁）。

(イ) 不納欠損を行った場合の債権の管理方法

消滅時効の援用の見込みがあること等の理由により、貸付金債権等私法上の債権について

不納欠損を行っても、法的に債権という権利を放棄するものではないことから、債権を何らかの形で管理していく必要があるが、その管理方法は、不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れて、弁済期が到来していない本来の債権と不納欠損を行った債権とを同じ簿冊で管理しているものと、不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れず、別に管理しているものとに分かれている。私法上の債権を消滅時効の援用の見込みあり等として不納欠損を行った場合の債権の管理方法について検討されたい（72頁）。

(2) 個別事項

ア 中小企業高度化資金

(ア) 長期延滞債権の整理

地域改善対策高度化資金貸付金の収入未済額は1,974,501,409円であるが、いずれも昭和40年代後半から昭和50年代初めにかけて協業組合に対して貸し付けられたものであり、なかには担保資産も競売済みで組合の実態を有していないものもある。長期延滞債権について、担保の処分、連帯保証人への徴求の可能性を踏まえ、債権管理審査会の審査を経て債権の整理を進められたい（73頁）。

(イ) 償還条件を変更した債権の管理

債務者が災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により貸付金の償還を行うことが著しく困難であると認められるときは、貸付条件を変更することにより償還を猶予しており、これまでに条件変更を行った債権の貸付残高が19,791,757,000円（平成18年5月末現在）あるので、債務者の経営状況等を定期的に把握し、経営等に関する指導を継続的に実施する等、適切な債権管理に意を用いられたい（74頁）。

(ウ) 担保の設定・評価のあり方

貸付金債権を保全するためには、担保の設定と評価が重要であるが、県が定めた「中小企業高度化資金における担保設定等運用基準」では、建物が貸付対象となった場合、当該建物に取得価額の90%で評価した金額の抵当権を設定しているが、この担保の設定・評価では債務者の事業の破綻等により貸付金の償還が困難となった場合、担保を処分しても貸付金債権を回収できないおそれもあることから、担保の設定・評価のあり方について検討されたい（同頁）。

(エ) 連帯保証人に対する適期の調査

債務者の破産等により担保物件の競売が行われ、なお債権が存在する場合は、連帯保証人に債務の弁済を求めていくことになるが、速やかに資力調査等が行われていないので、連帯保証人に対する適期の調査に努められたい（75頁）。

イ 地域改善対策奨学資金

(ア) 債務者が異動した場合の債権の管理方法

債権は、借受人（奨学資金貸付金により修学した者）が貸付金の申請をした教育事務所が

管理することとなっており、卒業後、就職等により申請時点の居所から異動した場合も、引き続き当該教育事務所が管理しているが、償還活動を実効あるものとするため、借受人及び連帯保証人（法定代理人）の償還実態等を勘案の上、より効率的な管理方法を検討されたい（76頁）。

(イ) 訪問等による償還活動の推進

教育事務所における償還活動への取組は、文書による納付督促が中心で、年2回の返還促進月間を除いて、訪問等による調査・償還活動はほとんど行われておらず、返還促進月間における取組のフォローも不十分であることから、年間を通じた計画的な訪問等調査活動を行い、償還活動に積極的に取り組まされたい（同頁）。

(ウ) 連帯保証人へのアプローチの推進

借受人及び保護者（法定代理人）から奨学資金が返還されない場合、連帯保証人（第三者）にアプローチすることとなっているが、教育事務所の中には連帯保証人にアプローチしていない事務所もあるので、奨学資金の返還促進のため連帯保証人へのアプローチを推進されたい（同頁）。

(エ) 奨学資金返還金収納促進専門員（非常勤嘱託員）の配置効果の検証等

平成18年10月から、東播磨教育事務所と中播磨教育事務所に各々2名の奨学資金返還金収納促進専門員（非常勤嘱託員）が配置されているが、配置効果を検証した上で、多額の収入未済を抱えている他の教育事務所への配置について検討されたい（77頁）。

ウ 母子寡婦福祉資金

(ア) 貸付権限と債権回収責任の一体化

母子寡婦福祉資金の債権（収入未済債権を含む。）の管理は本庁児童課で行っていることから、健康福祉事務所が償還指導事務に鋭意取り組み、償還の実績を上げたとしても、本庁が管理する収入未済額が減少するだけであり、健康福祉事務所の償還指導努力が成果として反映されない仕組みとなっているが、収入未済対策に責任を持って取り組んでいくためには、貸付権限と債権回収責任を一体化し、権限と責任の明確化を図ることが望ましいと考えるので、県民局への債権移管について検討されたい（78頁）。

(イ) 本庁児童課の償還事務のあり方

本庁児童課が償還事務を担当している神戸市、姫路市及び県外在住者の調定額に対する収入未済額の割合は81.7%と高く、県全体の同割合44.4%に比べ大幅に上回っているが、その償還事務をみると、借受人に対し随時催告文書等を送付しているものの、訪問等による調査・徴収活動は十分行われていないので、児童課における償還事務のあり方を見直されたい（同頁）。

(ウ) 市との連携の推進

平成15年4月の母子寡婦福祉法の改正前は県の母子相談員が相談等業務に併せて母子寡婦福祉資金の償還指導業務を行ってきたが、改正後は市が母子自立支援員を設置することとなったため、母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額の大半を占める市部については、相談業務が分離され、貸付及び償還のみが県の業務となっている。償還促進のためには、市の母子自立支援員をはじめとした市の協力が不可欠であるので、償還指導事務に際し、市との連携の推進に意を用いられたい(79頁)。

エ 中小企業設備近代化資金

延滞債権の整理

中小企業設備近代化資金の新規貸付は平成11年度をもって終了し、平成18年度までに1企業を除き約定償還も全て終了したことから、今後は延滞債権の処理のみが課題となる。延滞企業の多くは破産し、担保となる資産もない状態となっていることから、債務者、連帯保証人の資力調査等を踏まえ、債権の整理に努められたい(80頁)。

監査の結果は以上のとおりであるが、県の財政環境が依然として厳しい中、貸付金償還金の収入未済額は、平成17年度末現在で約64億円あり、県税等を除く収入未済額の7割近くを占めていることから、収入未済債権回収の強化、新たな収入未済債権の発生防止と速やかな対応等が求められるところであり、今回の監査結果を踏まえて、貸付金債権の的確な管理と償還事務の一層の推進を望むものである。

2 公の施設における防火管理体制

(1) 防火管理者の未選任等

防火管理者が速やかに選任されていなかった施設(8施設)や選任の届出が遅延していた施設(10施設)が見受けられたことから、防火管理者の選任に当たっては、日頃から複数の有資格者を配置しておくなどの工夫を図り、前任者の異動・退職に際しても、円滑かつ速やかに新たな防火管理者の選任及び消防署への届出手続が行われるよう、適正に対応されたい(81頁)。

(2) 消防訓練(消火、避難及び通報訓練)の未実施

消防訓練(消火、避難及び通報訓練)については、消防法令上、各施設が定めた消防計画に定める回数の訓練の実施が毎年義務づけられているが、平成17年度における3訓練の実施状況を見ると、監査対象施設の約72%(42施設)が消防計画に定める訓練回数を満たしておらず、施設管理者や防火管理者が消防法令を的確に理解していない現状が見受けられたことから、消防法令の理解と遵守に一層努めるとともに、実効性のある消防訓練を適正に実施されたい(82頁)。

(3) 防火対象物点検の未実施

消防法令の改正により、一定の規模、用途、構造を有する防火対象物については、従前の消防設備点検とは別に、「防火対象物点検」を実施し消防署へ報告する義務があるが、当該点検を行っていない施設（3施設）があるので、速やかに当該点検と報告を行い、利用者の安全確保に努められたい（83頁）。

(4) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分変更

施設に設置すべき消防設備のレベル等は、消防法施行令別表第1のどの項区分に該当するかにより決まるが、施設の使用実態から見て、消防署に届け出ている項区分と合致していないと思われる施設（3施設）が見受けられるので、施設の使用実態が消防署への届出と異なっている場合は、区分の変更を消防署と協議し、適正な防火管理業務を実施されたい（同頁）。

監査の結果は以上のとおりであるが、公の施設の管理運営に当たっては、消防法令のみならず様々な法令が利用者である県民の安全・安心との関わりを持っており、それらの遵守が求められるが、施設を所管する県当局や指定管理者において、法令遵守項目が十分理解されていないように見受けられるので、施設の管理上必要な法令遵守項目をリスト化し、これらをチェックすることにより施設の安全・安心がなお一層図られることを望むものである。

3 高額機器の契約関係事務

(1) 共通事項

ア 機種選定委員会の運営上の問題

機種選定委員会の開催に当たり、議事録の不備や比較機種の妥当性に問題があるもの等、一部に運営上の不適正な状況が見受けられたことから、審議機関として実質的に機能するよう、運営要領に基づく適正・的確な運営に意を用いるとともに、必要に応じて外部の専門家の意見等を求められたい（86頁）。

イ 仕様策定委員会運営要領の制定

知事部局及び企業庁にあっては、病院局のように各部局が準拠すべき仕様策定委員会に係る統一的な設置規程が整備されておらず、その対応は実施機関により異なっているが、仕様策定上の性能、条件について、より客観的な見地から慎重な検討を加えることは必要な手続であることから、機種選定委員会運営要領と同様、統一要領を制定されたい（87頁）。

ウ 複数機種の選定

機種の選定はほとんどが1機種であるが、複数機種を選定した場合は、1機種を選定した場合に比較し、より低い落札率となっていることから、契約担当者は、可能な限り複数機種の選定に努められたい（88頁）。

エ 仕様による入札の場合の留意点

仕様による入札を実施する場合にあっては、業者に対しては、調達機器に必要な性能、条件のみを提示することとし、必要があって想定機種を例示する場合は複数機種を例示する等、仕様による入札事務について配慮されたい(同頁)。

オ 予定価格設定上の留意点

業者から提示される見積価格は、予定価格決定の際の判断材料として大きな比重を占めているが、1者のみからの見積書の徴収が大半であるので、複数業者からの見積書の徴収、他機関における導入実績や取引実例調査を実施するなど、可能な限り広範に情報収集を行い、適切な予定価格の設定に努められたい(89頁)。

(2) 個別事項

ア 県立大学

随意契約の適正な運用

県立大学においては、前回の行政監査報告(平成13年度)以降も、機器の取得はほとんど随意契約により行われているが、随意契約したものの中には、納入可能な業者が県内に複数存在し、競争入札に付すことが適当であるものも見受けられるので、随意契約の適正な運用に努められたい(同頁)。

イ 出納局

競争性の確保

出納局における医療機器の指名競争入札の状況をみると、1契約当たりの指名業者数は多いものの、応札者数は少ないことから、競争性の一層の確保に意を用いられたい(90頁)。

ウ 県立病院(病院局)

(ア) 機器の一括調達

同一年度において複数の病院が同種の機器を購入する場合、スケールメリットによる経済性を勘案し、本庁等において一括購入することを検討されたい(同頁)。

(イ) 入札参加者審査会の一部未実施

契約予定金額が総額で1千万円以上である場合には、入札参加者審査会に諮る必要があるが、1品あたりの金額が少額であれば総額で1千万円以上であっても審査会への付議は不要と判断して審査会に諮っていない病院が見受けられるので、入札参加者審査会の適正な運営に努められたい(91頁)。

エ 企業庁

機種選定委員会に諮る案件の範囲の拡大

企業庁では、水質検査機器購入機種選定評価委員会設置要綱を制定し、予定価格が1千万円以上の水質検査機器の購入に当たり特定の機種に決定する場合は、機種選定委員会を開催しているが、1千万円以上の水質検査機器に限らず、200万円以上の高額機器の取得については、機

種選定委員会の対象とし、より公正で透明性のある機種選定を行われたい（同頁）。

監査の結果は以上のとおりであるが、公共調達分野における競争性等の確保に県民の関心が高まる中、物品の調達に当たっても一層の透明性・競争性が求められているところであり、今回の監査結果を踏まえて、機器選定過程における透明性・公正性の確保に努めるとともに、常にコスト意識を持ち、調達における一層の競争性の確保に努められることを望むものである。

4 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」に基づく主務課の指導・支援

(1) チェックの形骸化

団体の決算事務や会計事務処理に関する主務課のチェックにおいて、決算関係資料の記載内容の点検が十分でないものや、改善すべき事務処理があるのに適正と判断するなど、主務課のチェックが一部形骸化しているため、主務課においては、専門的なスキルの向上に努め、実効ある点検を実施されたい。なお、審査・指導室（現 審査・指導課）の支援を求めず単独で点検を実施している主務課にあっては、点検に苦慮している現状が伺えることから、審査・指導室への支援要請を検討されたい（95頁）。

(2) 組織としての対応の不備

審査・指導室が主務課の点検に同行し決算事務等について問題点を指導しているにもかかわらず、主務課が作成した点検結果には適正である旨の記載しかなく、団体に対する指導内容を課長が的確に認識していなかったり、点検結果の復命自体を課長に行っていない主務課が見受けられるので、団体に対する点検・指導の責任が主務課にあることを認識し、組織として団体の指導・支援に取り組まれたい（96頁）。

(3) 点検時期の問題

決算関係の点検事務を決算理事会開催前に実施していない主務課が見受けられるので、指導・支援を効果的に行うため、主務課の点検を適期に実施されたい。また、年1回決算時期に合わせ、点検を行っている主務課が大半であるが、決算時期とは別に会計事務の点検を行うなど、可能な限り複数回の点検を実施されたい（同頁）。

(4) 「会計事務」点検の未実施

マニュアルが本格運用された平成15年度以降、一度もマニュアルに定める「会計事務」の点検を行っていない主務課が見受けられるが、「会計事務」の点検は、内部チェック体制の整備及び運用状況等を点検するために実施するものであるため、「会計事務」についても点検を実施されたい（同頁）。

(5) マニュアル活用説明会への不参加

担当者が団体の会計指導事務を担当した経験がないのに、審査・指導室主催のマニュアル活用説明会に出席させていない主務課が見受けられるが、担当者のスキル向上を図り、マニュアルを効果的に活用するため、主務課は研修会への担当者の参加について配慮されたい(同頁)。

(6) 点検結果の団体への未通知

マニュアルでは、主務課が行った点検結果の総括表は、主務課・団体双方に備え付け、県民の求めに応じてこれを開示することになっているが、全ての主務課において、団体に対して点検結果の総括表を通知していないので、マニュアルに基づき、点検結果を団体へ通知されたい(97頁)。

監査の結果は以上のとおりであるが、団体に対する会計・決算事務のチェックを公益法人会計等の知識、経験に乏しい主務課が担っていくことは、審査・指導室の支援があるとはいえ、監査の結果から判断して困難であると言わざるを得ないので、実効ある点検体制について検討を望むものである。

第4 8テーマの監査結果

本章の構成

本章は以下の構成により記述している。

【留意・改善を要する事項(要旨)】

当時の行政監査報告において、留意・改善を求めたものの要旨を記述。

今回の行政監査において確認した、上記に対する措置の状況や現状を記述。

今回の行政監査の結果、留意・改善を求めるものについてゴシック体で記述。

1 貸付金に係る事務事業（平成5年2月）

(1) 融資実行率について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成3年度において、融資目標額に対する融資実行率が30%未満と低率な貸付金が地域中小企業新事業開拓資金等11資金（細区分）ある。このうち、下請中小企業対策資金、取引環境改善対策資金及び開業・フロンティア事業支援資金については、過去3年間とも融資実行率が低率である。

融資制度及びPRの方法について検討されたい。

平成3年度において融資実行率が低率であると指摘した資金については、景気等社会情勢の動向を踏まえ、随時、融資制度の再編・統廃合などの見直しを積極的に行った結果、11資金のうち、廃止されたものが3資金、中小企業者等の資金需要等に応じて融資限度額の拡充、融資条件の見直し等を行ったものが7資金ある。

平成3年度と平成17年度の融資状況の比較は下表のとおりであり、平成17年度において融資実行率が30%未満の資金は、新分野進出資金、観光資金、連鎖倒産防止貸付である。

このうち、融資目標額が3百億円と最も大きい新分野進出資金は、中小企業者等の経営革新、新事業の創出等を支援し、地域産業の活性化に繋げていくためのものであるため、融資制度の説明会をはじめ、あらゆる機会を通じて一層の制度周知を図り、多様な資金需要に応えられたい。

平成3年度と平成17年度の融資状況比較

（単位：百万円）

資金名（平成3年度）	現行資金名	平成3年度			平成17年度		
		融資目標額	融資実行額	融資実行率	融資目標額	融資実行額	融資実行率
地域中小企業新事業開拓資金	新分野進出資金	1,000	30	3.0 %	30,000	8,028	26.8 %
中小企業情報化推進資金		1,000	168	16.8			
観光・リゾート施設整備資金	観光資金	2,000	472	23.6	500	48	9.6
取引環境改善対策資金	連鎖倒産防止貸付	100	10	9.5	3,000	465	15.5
経済変動対策資金	経営円滑化貸付	300	27	9.0	55,000	18,659	33.9
開業・フロンティア事業支援資金	新規開業貸付	200	58	28.9	1,000	546	54.6
障害者雇用事業所施設整備資金	長期資金（一般貸付）	100	0	0.0	63,300	112,600（注）	177.9
私立高等学校等入学資金	同左	150	42	28.3	150	120	79.9
下請中小企業対策資金	（4年度末で廃止）	100	28	27.9			
中小流通業事業転換等資金	（4年度末で廃止）	500	48	9.6			
人生80年いきいき住宅ローン	（12年度末で廃止）	640	59	9.1			

（注） 長期資金（一般貸付）については、当時の資金が対象としていた障害者雇用事業所施設整備に係る資金のみの把握ができないため、資金総額を表示した。

(2) 住宅関係資金の償還期間の延長について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

豊かな村づくり資金の住宅関係資金について、償還期間が10年以内となっているため、所得税の住宅取得等特別控除の適用が受けられなくなっている。

制度の利用促進、利用者の利便を図る上からも、償還期間の延長について検討されたい。

平成5年度に償還期間を1年間延長し、11年以内とすることにより、所得税の住宅取得等特別控除の適用が受けられるよう制度改正がなされている。

なお、融資制度の見直しにより、当該住宅関係資金については平成16年度をもって廃止されている。

(3) 貸付金制度の運用について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

中小企業設備近代化資金における平成3年度の貸付状況を確認したところ、貸付申請件数、額ともに前年度に比べ大幅に増加したため、貸付希望者に配付したパンフレット記載の貸付条件（貸付限度額3千万円）で貸付することができなくなり、2千万円を限度として貸付けを実施している。

貸付制度は、中小企業者等が必要とするときに、必要な資金が借り受けられることが望ましいものであり、貸付希望者の増加により当初の貸付枠を超過することになった場合、県単独制度への振替も含め、貸付枠の拡大について配慮されたい。

バブル崩壊後の景気低迷の影響を受け、中小企業者等の資金需要が低調であったことから、貸付枠自体は、小規模企業者等設備資金に引き継がれた後も平成3年当時の16億円から変更はないが、平成6年度から貸付限度額は3千万円から4千万円に増額されている。

なお、中小企業設備近代化資金は平成12年度から小規模企業者等設備資金に改組され、（財）ひょうご産業活性化センターで貸付を行っている。

(4) 企業診断の迅速化等について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

中小企業設備近代化資金の貸付を受けようとする者は、原則として県が実施する企業診断を受ける必要があるが、貸付機関から県中小企業総合指導所に対し早期診断を依頼しているのに、診断結果の受理が遅延していたものがあつたほか、貸付機関において早期診断依頼の取扱いに問題が見受けられた。

早期診断の実施や、依頼基準・依頼方法について配慮の要がある。

また、貸付を受けようとする者が申請日前の1年以内に県が実施する近代化促進診断を受けているときは、その後の状況を審査し、診断を省略できる旨の規定があるが、この規定を適用して診断が省略されたものはなく、全ての貸付申請に対し診断を実施している。

診断省略規定の適用について検討されたい。

平成12年3月31日に県立中小企業総合指導所が廃止されるとともに、中小企業設備近代化資金は小規模企業者等設備資金として（財）ひょうご産業活性化センターが貸し付けることとなったため、平成11年度以前の早期診断の状況は確認できなかったが、現在、上記法人においては、診断依頼を受けてから概ね10日から15日程度の早期診断に努めている。

なお、現行貸付資金では、より厳格な審査を行う観点から診断省略規定は置かれていない。

(5) 貸付金の口座振替制度の導入について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

母子寡婦福祉資金の貸付方法については、生活指導の観点から市福祉事務所又は町役場に来所させ貸付けする方法をとっているが、貸付件数の多い修学資金では年4回来所させており、就労している者にとっては少なからず負担となっている。また、市福祉事務所及び町役場においても、支払事務の負担は大きく、貸付金の交付遅延も発生している。

貸付世帯の負担軽減、市福祉事務所及び町役場における事務負担の軽減並びに貸付金の早期交付のため、貸付金の口座振替制度の導入について検討されたい。なお、償還については、収入促進を図るため口座振替制度の普及に努めているが、この制度の導入により償還金の口座振替者の増加が期待できるものと思われる。

平成7年度から貸付金の口座振替制度を導入し、現在、母子寡婦福祉資金の貸付は全て口座振替で行っている。

(6) 適期貸付けと貸付金制度の周知について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

母子寡婦福祉資金のうち、就学支度資金の貸付時期をみると、入学後の5月から7月の間に貸し付けられているものが、平成3年度において97件（全体の71.9%）あり、母子及び寡婦世帯が入学金の支払等、実際に資金を必要とする時期に貸付けが行われていない。

この貸付金は、受験の申込み段階でも申請できるものであるため、貸付金制度の趣旨が生かされるよう母子及び寡婦世帯に対する周知を図る等、適期貸付けについて配慮されたい。

就学支度資金等については、毎年秋頃に教育事務所等を通じて各中学校・高等学校にリーフレットを配布し、貸付金制度の周知が図られている。

また、平成17年4月入学者について貸付時期を調査したところ、貸付申請書類の不備等から90件中46件（51.1%）が5月及び6月の間に貸し付けられていたが、平成3年度に比べ改善傾向にある。

(7) 貸付対象設備等について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

地場産業等振興近代化資金について、店舗改装等を行った小規模企業者から貸付対象設備等設置完了届等の提出があったときは、貸付機関は、設備が貸付条件に適合しているかどうか等进行检查することになっているが、金額の多少にかかわらず、全ての調度品等が貸付対象とされているため、検査において煩雑な事務を余儀なくされている。

貸付対象設備等に限度額を設定する等、完了検査等が的確に行える方法を検討されたい。

貸付対象設備等については、1品当たりの最低限度額は設定されていないものの、主要設備等のみを貸付対象とするなど、完了検査が的確に行われるための対応が講じられている。

なお、地場産業等振興近代化資金は、平成12年度から地場産業等振興資金に改組（平成17年度から地域産業振興資金に改組）され、（財）ひょうご産業活性化センターで貸付を行っているが、地場産業等振興近代化資金と同様の対応がなされている。

(8) 償還台帳の見直しについて

【留意・改善を要する事項（要旨）】

中小企業高度化資金については、多額の収入未済を生じており、的確な債権管理が望まれるところであるが、現在使用している貸付償還台帳は、おおむね約定どおり償還されることを前提として様式化されたものであり、償還猶予、履行延期、収入未済、分納等を生じている当該資金にとっては償還状況等を的確に把握するには不適切なものであると思われる。

債権管理を的確に行う上からも、償還交渉記録等の記載を含め、償還台帳を見直されたい。

延滞案件については、貸付償還台帳そのものに償還に係る全ての情報を記録していくことは物理的に不可能であるので、償還状況は台帳で管理し、償還交渉記録等は貸付先ごとの個別のファイルで管理する方法がとられている。

今回、貸付償還台帳及び個別ファイルの記載内容を確認したところ、概ね適切に記録、管理されている。

(9) 貸付事務処理について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

勤労生徒奨学資金貸与規則によると、奨学資金の貸与を受けた者が退学したときは、速やかに異動届を学校長を経て教育委員会に提出しなければならないことになっており、退学した者が提出できないときは学校長等が提出することになっているが、退学者の異動届の提出が非常に遅れたことから、退学して貸与資格がなくなっているにもかかわらず、教育委員会から受任事務長（奨学生から奨学金の受領委任を受けている事務長）に対し奨学資金の交付が行われているものがあつた。

不必要な資金交付が行われないよう異動届の早期提出について指導されたい。

受任事務長に対して奨学生に退学、退職等の異動があった場合、異動届を速やかに提出するよう徹底を図っている。

(10) 貸付（与）規則の整理について

【留意・改善を要する事項（要旨）】		
貸付規則又は貸与規則を制定し、県民に公布している貸付金のなかには、すでに貸付けを終了し、かつ、債権管理も終了している貸付金がある。		
速やかに貸付（与）規則を整理されたい。		
貸付金名	貸付終了時期	債権消滅時期
婦人更生資金	昭和43年度	昭和59年度
無認可保育所施設整備資金	昭和46年度	平成2年度
県立看護婦養成所看護学生修学資金	昭和52年度	昭和55年度
教員育成奨学資金	昭和51年度	昭和55年度

4 資金の貸付（与）規則は、いずれも整理されている。

(11) 収入未済について

【留意・改善を要する事項（要旨）】
平成3年度末現在において、母子寡婦福祉資金等7資金に多額の収入未済がある。これらの収入未済額のうち、ほとんどは滞納繰越分であり、これらの中にはすでに貸付相手方の企業がその実体を失っているものもある。
担保の処分、連帯保証人への求償等債権の回収に努めるとともに、収入未済の新規発生を防止するためにも貸付企業に対する経営指導等に努められたい。
また、母子寡婦福祉資金の収入促進事務等については、市福祉事務所に補助執行させているが、収入未済額中、市福祉事務所に係るものが74.7%ある。
市福祉事務所長との連携強化に努められたい。

母子寡婦福祉資金、中小企業設備近代化資金、中小企業高度化資金及び地域改善対策奨学資金については、「特定監査項目」において検証しているため、これら4資金を除いた3資金の対応状況は次のとおりである。

（4資金については、第5 特定監査項目の監査結果「貸付金債権の管理と償還事務」を参照）

ア 農業改良資金

債権回収を推進するため、平成17年4月に「農業改良資金貸付の延滞に係る処理方針」を定め、当該処理方針に基づき、督促の強化や延滞者との面談、疾病・災害等のやむを得ない場合の償還猶予の実施などの延滞解消に向けた方策を講じた結果、平成17年度末の収入未済額は平成16年度末と比較して59.4%に減少している。

イ 林業改善資金（現行資金名：林業・木材産業改善資金）

平成12年度以降、新規の長期収入未済事案は発生しておらず、収入未済額も年々減少してい

る。引き続き、各県民局及び当該資金の償還事務を委託している兵庫県森林組合連合会と連携を密にし、滞納者及び連帯保証人の経済状況等を把握し、償還の督促を行うなど債権回収に努めている。

ウ 勤労生徒奨学資金

平成17年度末現在の滞納者は23人であるが、このうち21人は督促等の時点から10年以上経過していることから、これらの者の所在・状況把握に努め、債権の回収・整理に努めることとしている。

今後も、引き続き、収入未済の解消に向け、債権回収の強化及び債権の適正管理を図られたい。

行政監査実施当時（平成3年度末）と平成17年度末との収入未済額比較 (単位：円)

資金名	平成3年度		平成17年度	
	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合
農業改良資金	4,590,000	0.5%	23,345,909	6.5%
林業改善資金 (現行：林業・木材産業改善資金)	26,456,623	25.7	2,368,474	10.9
勤労生徒奨学資金	17,888,200	87.4	1,906,500	83.3
合計	48,934,823	4.8	27,620,883	7.2

2 相談事業（平成6年2月）

(1) 相談窓口の周知について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成4年度における各相談事業の印刷媒体による広報の状況を見ると、県の広報紙を活用したり、あるいは独自の広報資料を作成するなどして広報に努めているが、その配布先が県の関係機関、市町等になっているものが多く、県民に直接配布されているものは少数であった。

相談事業が住民サービスの一環として県民のために展開されていることを考えると、全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」へ掲載するなど、より県民に周知が図られるよう広報について検討されたい。

各相談事業とも、県・市町の広報紙・誌への掲載や、チラシ・パンフレットの配布等、紙媒体によるもののほか、近年は、県ホームページを通じた情報提供といった対応がなされているが、県民の目の触れやすさからすると、毎月発行される県の全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」は、今日においても、とりわけ効果的な広報媒体である。

平成17年度及び平成18年度に発行された「県民だよりひょうご」における相談窓口の掲載状況を見ると、第8面のタイトルコーナーにさわやか県民相談のフリーダイヤル番号を掲載するとともに、消費生活相談事業では「くらしのホットライン」のコーナーを設け、毎号、相談事例の紹介及び相談窓口の案内がなされているが、他の専門相談事業については、紙面の制約もあることから、十分に広報がなされていない。

専門相談の中でも、県民の安全・安心面から特に迅速な対応が望まれる児童・高齢者虐待やDV等といった相談事業については、相談窓口の周知のため、一過性の広報に留まることなく、紙面を工夫するなどして掲載に努められたい。

「県民だよりひょうご」における相談窓口案内記事の掲載状況

年度	号	掲載された相談窓口	備考
通年		さわやか県民相談（フリーダイヤル番号） くらしのホットライン（消費生活相談）	第8面タイトルコーナーに掲載 相談事例とともに案内
平成17年度	4月	児童虐待24時間ホットライン DV相談	
	5月	県民総合相談センター開設相談窓口	
	7月	子どもに関する相談 児童虐待24時間ホットライン 幼児教育（子育て）相談 ひょうご赤ちゃんダイヤル DV相談 高齢者総合相談	特集「家庭の力・地域の力の再生」の中で案内
平成18年度	5月	県民総合相談センター開設相談窓口	
	6月	女性のための再チャレンジ相談 小児救急医療電話相談 こども家庭センターによる相談	特集「少子化・子育て支援の総合的推進」の中で案内
	7月	労働相談	
	12、3月	不妊専門総合相談	

(2) 相談窓口の整備について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

県民局を置く庁舎における相談窓口の整備状況について調査したところ、相談事業の中には個室の確保ができず、事務室内の応接セットを代用し、利用者のプライバシーへの配慮が欠けていたり、相談窓口が庁舎内に分散し、利用者にとって利便性の悪いものとなっている庁舎があった。

利用者のプライバシーや利便性に配慮した相談窓口の整備について検討されたい。

県民局においては、相談用個室により面談対応しているほか、個室対応でない場合でも、パーティションで相談コーナーを仕切るなどの対応を行い、プライバシーに配慮している。

また、県民局によっては、来庁者の多い相談窓口の案内板を庁舎入口に設置したり、庁舎内の相談窓口をまとめたパンフレットを入口に設置するなどの対応が図られている。

(3) 案内標識の整備について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

相談事業を実施している県庁舎への案内標識の設置状況について調査したところ、庁舎への誘導上最も有効かつ必要と思われる幹線道路や交差点に標識が設置されていないものや、標識が設置されている場合でも規格、設置位置が不適切で分かりにくいものがあった。

案内標識の設置について検討されたい。

案内標識の整備については、いずれも措置がなされている。

(4) 専用電話の設置について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

ひょうごっ子悩み相談について、専用電話の設置がなされていない相談窓口があった。

利用者の中には低年齢の者もあり、利用者が安心感をもって利用できる専用電話の設置について検討されたい。

各教育事務所等の全ての相談窓口に専用電話が設置されている。

また、相談窓口の周知のため、県及び市町の相談窓口を記載した名刺サイズのカードを毎年度県内の全児童・生徒に配布している。

なお、平成18年12月からは「ひょうごっ子悩み相談センター」の電話回線を増設し、いじめ専用の電話相談窓口「ひょうごっ子いじめ相談ホットライン」を開設したほか、平成19年2月からは「夜間教育相談窓口」を新設し、24時間の相談に対応している。

(5) 関係機関との連携について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

ひょうごっ子悩み相談実施要項によると教育事務所は、県下教育相談機関との連携を図るため、教育事務所、児童相談所、青少年補導センター、県民局、市郡町教育委員会及びその他教育事務所が必要と認める関係機関の代表をもって地区運営委員会を設置することとなっているが、要項どおりの構成となっていない地区運営委員会があった。

教育相談機関との連携を密にするとともに的確に地区運営委員会を設置されたい。

平成17年度及び平成18年度の実施状況を確認したところ、全ての教育事務所において、要項どおりの構成員をもって地区運営委員会を構成するとともに、年2回委員会を開催し、相談事業の現状等について意見交換を行っている。

(6) 広聴事案事務処理基本要領の制定について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

各種相談窓口では、利用する県民に対して適切な対応に努めるとともに県民からの広聴事案（意見、要望、苦情及び相談）のうち、必要なものは県政に反映させるという広聴機能をも備えており、これら機能が十分に発揮されるためには適切な事務処理方針等を定めた規程の整備とこれに基づく処理が求められる。今回、監査対象とした相談事業の事務処理要領等の制定状況をみると、総合相談としての一般県民相談等においては広聴事案事務処理要領等を定めて広聴処理まで図られているが、納税相談、女性問題相談等の専門相談においては事務処理要領を定めていないものや、定めている場合でも広聴処理まで定めているものは少なく、結果として県民からの広聴事案に対する取扱いが相談事業によって異なったものとなっていた。

県民からの広聴事案が同様に取扱われるよう統一的な広聴事案事務処理基本要領の制定について検討されたい。

平成8年3月1日付けで広聴事案事務処理要領が改正され、広聴事案の事務処理を迅速・的確に行うための全庁的な処理基準の規定整備が行われている。

また、広聴活動の考え方や心構えなどについて、各所属で実践的に活用できる「広聴マニュアル」を作成し、県庁WANを通じて職員の活用に供している。

(7) 相談事務処理について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成4年度における相談事務処理について留意を要するものがあった。

適正な事務処理について配慮されたい。

各相談事業の相談事務処理についての措置状況は下表のとおりであり、いずれも措置されている。

相談事業名	前回留意・改善を求めた事項	今回確認した措置等の状況
女性問題相談	事務処理帳票の様式化が図られておらず、均質的な事務処理ができていなかった。	相談日報等の統一様式を定め運用している。また、相談員研修会において相談事業の事務処理を指導している。
母子家庭・寡婦相談	事務処理要領所定の相談記録票に相談内容が記載されていないものがあつた。	研修会等を通じて相談記録票に漏れなく記録することを指導している。また、相談記録票を抽出確認したところ、相談内容は漏れなく記載されている。
精神保健相談 老人精神保健相談	業務運営要領所定の精神保健指導に係る相談者の基礎データが作成されていないものがあつた。	健康福祉事務所担当課長会議等において記録漏れのないよう周知徹底を図っている。また、相談記録票を抽出確認したところ、相談者の基礎データは漏れなく記載されている。
公害苦情相談	事務処理要領所定の文書による引継ぎ等がされていないものがあつた。	相談処理を抽出確認したところ、適正に引継ぎ処理がなされている。
土地利用相談	処理件数の取扱いが相談窓口によって異なっていた。	相談件数の減少等により平成7年度をもって廃止されている。
ひょうごっ子悩み相談	関係相談機関から実施要項所定の相談受理状況報告書の提出を求めているものがあつた。	相談受理状況報告書を抽出確認したところ、実施要項どおり関係相談機関からの提出が毎月行われている。

(8) 相談実績について

<p>【留意・改善を要する事項（要旨）】</p> <p>相談実績の低調なものがあるため、市町、関係団体、各種イベントへの出張相談を実施するなど、相談担当者の活用について検討するとともに、巡回相談等については実施時期、実施場所、広報方法等の見直しを検討されたい。</p>

各相談事業の相談実績についての措置等の状況は、下表のとおりである。

相談事業名	前回留意・改善を求めた事項	今回確認した措置等の状況
交通事故相談	巡回相談を県下13か所で定例的に実施しているが、1回当たりの相談件数が1件未満のところ4か所あつた。	相談実績が低調であつた4か所を含め、平成17年度までに10か所廃止、平成18年度をもって全廃されている。
高齢者総合相談	ア) 専門相談を定期的に行っているが、1回当たりの相談件数が1件未満の	ア) 平成6年度以降、利用状況や役割分担を踏まえた相談内容の見直しが順次行われている。 地域高齢者総合相談センターにおける専門相談

	<p>ところが4相談、延べ13か所あった。</p>	<p>は、平成17年度には、年金・保険相談(4地域で隔月1回)及び法律相談(9地域で毎月1~2回)を実施しているが、その実績をみると、年金・保険相談における1回当たりの相談件数が1件未満のものが2か所ある。</p> <p>中央高齢者総合相談センターにおける専門相談は、平成17年度には、介護相談、認知症高齢者家族相談、高齢者虐待相談を実施しているが、1回当たりの相談件数はいずれも1.5件未満である。</p> <p>地域高齢者総合相談ではセンターによって相談実績に格差があることから、原因を分析し、より効果的な事業運営を図られたい。</p> <p>また、中央高齢者総合相談センターの専門相談は、いずれも社会問題化している重要課題に関するものであることから、「県民だよりひょうご」やインターネットの活用、市町の取り組みや各種生涯学習講座との連携等により、利用情報の県民への一層の周知が進むよう工夫されたい。</p>
	<p>1) 高齢者相談協力員(県下60人)が係わった年間相談件数は444件で、1人当たりの年間相談件数は7.4件であった。</p>	<p>1) 平成17年度から地域高齢者総合相談センターへ的高齢者相談協力員(48人)の配置を取りやめ、中央高齢者総合相談センターにのみ11人を配置しており、平成17年度の相談協力員1人当たりの年間相談件数は19.5件に増加している。</p>
<p>公害苦情相談</p>	<p>市町を含めた全県分の年間苦情処理件数は、3,344件であるが、このうち県保健所が新規直接受理した件数は79件で、全体の2.4%であった。</p>	<p>平成12年度の県民局の再編により、相談窓口が6保健所公害課から9県民局環境課へと増加し、平成17年度の県民局による相談受理件数は361件で、全体の9.6%に上昇している。</p>
<p>労働相談</p>	<p>女子労働特別相談(巡回相談)を県民局等9か所で実施しているが、1回当たりの相談件数が1件未満のところ6か所あった。</p>	<p>女子労働特別相談(巡回相談)は平成8年度をもって廃止されているが、平成9年度から男女共同参画センターにおいて女性労働特別相談が社会保険労務士により実施されており、平成17年度の1回当たり相談件数は3.1件である。</p>
<p>土地利用相談</p>	<p>本庁及び県民局での年間相談件数は68件で、1か所当たりの年間相談件数は9.7件であった。</p>	<p>土地利用相談は平成7年度をもって廃止されている。</p>

住 宅 相 談	移動相談を定例的に実施しているが、1回当たりの相談件数が1件未満であった。	移動相談は平成6年度をもって廃止されている。 なお、平成14年度にひょうご住まいサポートセンターを開設し出張相談会も実施しており、平成17年度における1回当たりの相談件数は13件である。
---------	---------------------------------------	--

(9) 相談結果の活用について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

消費生活相談や幼児教育電話相談については、単に相談者が抱える問題の解決を図るだけでなく、県民からの相談事案の中から県民にとって価値ある情報を県の広報紙、日刊紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を利用し、県民へ情報提供することによって相談結果の活用を図っているが、他の相談事業については、このような活用があまりなされていなかった。

相談結果の活用について配意されたい。

相談結果の活用を図るため、県のホームページ上に「よくある質問」のページが開設されており、各部局が受理した相談案件のうち、その内容が広く県民へ周知すべきものと考えられる場合、当該ページに掲載するようになっている。

平成19年3月末現在、「よくある質問」として「生活」、「観光・レジャー」等47のカテゴリーが設定されているが、情報の掲載状況を見ると10課室・事務所が9カテゴリーに掲載するにとどまり、掲載分野に偏りが見受けられる。

県民が求める情報を的確に把握し、情報掲載の充実に努めるとともに、掲載後の情報更新についても適切・迅速に対応されたい。

3 生涯学習講座事業（平成8年6月）

(1) 事業の実施方針、実施体制について

ア 関係規程の整備について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

手話奉仕員養成事業（上級コース）等4事業においては、実施要綱に講座時間数が規定されておらず、同一の講座でありながら実施年度や実施場所によって講座時間数の設定が異なっているものが見受けられた。

関係規程の整備について配意されたい。

各事業とも平成8年度に実施要綱を改正し、講座時間数を規定している。

イ 市町、関係団体等の連携について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

博物館・美術館解説ボランティア養成講座及び計量教室においては、受講者が講座修了後、県の施設をはじめ市町の施設等でも活動を行うとされているにもかかわらず、市町での受け入れ体制が整っていない状況にあるなど、市町との連携が十分でないと思われるものが見受けられた。

市町等との連携に努められたい。

(ア) 博物館・美術館解説ボランティア養成講座

平成13年度に「博物館ボランティアコーディネーター養成講座」に再編されている。当該講座修了者の平成17年度の活動状況をみると、県立美術館及び県立歴史博物館においては、当該館での活動が中心であるが、県立人と自然の博物館においては、市町立施設や民間施設への派遣が行われる等、市町等との連携が行われている。

(イ) 計量教室

市を対象とした計量教室は平成7年度をもって廃止され、町を対象とした計量教室についても、町において自主開催可能と判断し、平成17年度をもって廃止されている。

(2) 事業の執行について

ア 広報について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県生活創造大学及びコミュニティカレッジ開設事業においては、募集案内等に、事業の趣旨、開講時間、申込方法、会場への案内図等、応募者にとって必要な項目の記載のないものが見受けられた。

応募者にとって分かりやすい募集案内等となるよう改善、工夫されたい。

両事業とも、受講生の募集に当たっては、チラシの配布、インターネットによる情報発信、関係団体への開催案内等を行っており、平成17年度の募集案内を確認したところ、事業のねらい、講座内容、開講時間、申込方法、会場案内等、応募者の判断に必要な情報が記載されており、また、問い合わせ先を明記して随時相談を受ける体制を整えている。

イ 事業の運営等について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県4年制老人大学講座等6事業においては、実施要綱のなかで実践学習を重点的に実施すると規定しているにもかかわらず、講座内容をみると、講演形式のものが多く行われているなど、実施要綱等に必ずしも沿っていないと思われるもの等が見受けられた。

事業目的や実施要綱等に沿って、適切に事業を実施されたい。

(ア) 兵庫県4年制老人大学講座

平成17年度の講座の実施状況を確認したところ、実践学習を積極的に取り入れたプログラム内容となっている。また、平成16年度から開講している「地域活動実践講座」(老人大学大学院に相当)においても、実習を多く取り入れた実践的な内容となっている。

(イ) グランドパパ・ママ子育て教室開催事業

平成11年度をもって廃止されている。

(ウ) 中小企業経営管理者研修

平成12年度をもって廃止されている。

(エ) すくすく育て技能・兵庫っ子事業

平成8年度をもって廃止されているが、平成10年度から新たに「匠の技」青少年伝承事業として再編され、教育機関との連携を図りながら、平成17年度末現在、延べ2万人の中・高校生が技能体験を行っている。

(オ) 県立博物館ボランティア養成講座

平成13年度に「博物館ボランティアコーディネーター養成講座」に再編されているが、平成17年度の募集状況を確認したところ、募集チラシ・ホームページ等により受講生の公募を積極的に行っている。

(カ) コミュニティカレッジ開設事業

平成17年度及び平成18年度の運営委員会について確認したところ、実施要領に基づく運営委員会の構成となっている。

なお、当事業は平成18年度をもって廃止されている。

(3) 事業の実施結果について

ア 応募状況について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

高齢者放送大学等4事業においては、応募者数が定員を下回っているものが見受けられた。各事業目的に沿った受講者数を確保することができるよう、開催場所、時期、講座内容、募集方法等について改善、工夫に努められたい。

(ア) 平成6年度において、応募者数が定員を下回っている下記3事業（定員充足率70%以下の事業としては4事業あるが、食生活改善推進員教育事業は平成9年度をもって廃止）の平成17年度に応募状況は、次のとおりである。

事業名	平成6年度			平成17年度		
	定員	応募者数	定員充足率	定員	応募者数	定員充足率
高齢者放送大学	240	168	70.0	500	3,233 (注)	646.6
いずみ会リーダー養成講座	1,440	988	68.6	480	484	100.8
兵庫県産業技術大学	950	650	68.4	745	439	58.9

(注) 高齢者放送大学の平成17年度応募者数3,233人には、本科生336人の他、聴講生78人及び生涯聴講生2,819人を含む。

a 高齢者放送大学

本科修了後、学習意欲のある学生の学習機会を確保するため、聴講生制度を設け効果的な運用に努めている。

募集に当たっては番組内での募集や市町への広報に努めており、講座内容については、学生からのレポート（感想）を参考にしながら、感心の高いテーマについても取り上げるよう工夫している。

b いずみ会リーダー養成講座

平成9年度にカリキュラム等の見直しを行うとともに、住民が身近に参加できるよう募集範囲を市町域ごとに設定したり、講座内容に生活習慣病などの新しい話題を取り入れる等して、住民が興味をもって参加しやすいよう配慮している。

c 兵庫県産業技術大学

開催場所については、交通事情等を考慮し、神戸及び姫路を中心として、希望者の多い地域で集中的に開催するとともに、事業の実施に当たっては企業にヒアリングを行い、講座内容等に受講者側のニーズを反映するなどの改善を図っている。

しかしながら、定員充足率は平成17年度においても58.9%であるので、一層の企業ニーズの把握、新規受講企業の開拓、PRの強化等に努められたい。

(イ) 生活創造大学

生活創造大学については、平成3年度に開設されて以降、本県における生涯学習事業の一翼を担っており、県民の生活創造活動につながる多様な学習機会を提供している。

行政監査実施当時（平成6年度）においては、応募者数が定員を上回るほどの受講実績であったが、平成17年度の受講状況を見ると、開設した21講座中、定員充足率70%以下の講座が12講座と全体の約6割を占めている。

平成18年度からは、地域の実情にあわせた柔軟なカリキュラムを編成しているほか、受講生同士のネットワークづくりにより配慮した内容の講座を展開しているが、今後とも、より幅広い層からの受講生を確保できるよう講座内容や開講時期等を工夫するとともに、受講者が学習の成果を地域での活動に生かせるよう、効果的な事業運営に努められたい。

生活創造大学受講者数（平成17年度）

区 分	講座数	定員	受講者数	(うち、 男性受講 者数)	(男性受講 者の占める 割合)	平均 定員 充足率	定員充足率70% 以下の 講座数
男女共同参画セミナー	8	450	299	(51)	(17.1%)	66.4%	5
環境セミナー	4	200	171	(42)	(24.6%)	85.5%	1
消費生活セミナー	3	150	117	(13)	(11.1%)	78.0%	2
生活創造活動プランナー養成講座	6	240	131	(32)	(24.4%)	54.6%	4
計	21	1,040	718	(138)	(19.2%)	69.0%	12

イ 事業の評価について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

人材養成等を目的とする事業は、修了者が講座で得た知識・技能を生かして活動することが期待されているが、兵庫県女性学習指導者研修等5事業においては、修了者の受講後の活動状況について十分に把握されていないものや修了者名簿が整備されていないものが見受けられた。修了者の受講後の活動状況を把握することが望まれる。

(ア) 兵庫県女性学習指導者研修

平成16年度をもって廃止されているが、それまでの間、研修終了者の地域での活動状況は把握されている。

(イ) 手話奉仕員養成コース（上級コース）、要約筆記奉仕員養成事業、点訳奉仕員養成事業、朗読奉仕員養成事業

修了者名簿は整備されており、平成17年度の修了者の派遣実績は、手話奉仕員延べ540人、要約筆記奉仕員延べ321人となっている。点訳奉仕員及び朗読奉仕員についても、市町社会福祉協議会登録のボランティアグループ・サークル等への参加を通じてボランティア活動等に組み込んでおり、それぞれ講座で得た知識・技能を活かして活動している。

4 県が設置している宿泊施設の管理運営事務（平成9年6月）

(1) 今後の施設のあり方について

ア 芦屋ユース・ホステル（昭和35年設置） 淡路ユース・ホステル（昭和36年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

両施設は、施設全体の老朽化が著しく、また利用者ニーズの変化もあって、利用者が減少傾向にある。

今後のあり方について抜本的な検討が望まれる。

老朽化等による利用状況の低迷で、今後の回復が見込めないため、平成12年度をもって廃止されている。

イ 兵庫県青年の山（昭和48年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

利用者が減少傾向にある中、青少年を取巻くその後の社会情勢の変化に即応した青少年のための施設として、今後のあり方について、施設の管理主体である山東町並びに青少年団体等とも十分協議のうえ、抜本的検討が望まれる。

利用者の大半が山東町民であることから、町に主体的な運営を委ねることとしたため、平成12年度をもって山東町（現朝来市）に移譲されている。

ウ 県民ふるさとのいえ（昭和50年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

施設の立地条件等により、年間を通しての利用者確保が難しいことなどから、宿泊利用率は低調となっている。

今後の施設のあり方について、抜本的な検討が望まれる。

老朽化等による利用状況の低迷で、今後の回復が見込めないため、平成11年度をもって廃止されている。

エ 兵庫県三室高原青少年野外活動センター（昭和46年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

施設全体の老朽化が進み、利用者ニーズの変化もあって、利用者の減少傾向が続いている。

周囲の優れた自然環境を生かした、青少年野外活動施設としての今後のあり方について、地元千種町等とも協議のうえ、抜本的な検討が望まれる。

県内各地に多くの野外活動施設が整備されてきたことにより、先導的施設としての設置目的を達成したため、平成17年度をもって廃止されている。

オ 文化会館等

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県立但馬文教府（昭和38年設置）、兵庫県立淡路文化会館（昭和47年設置）、兵庫県立西播磨文化会館（昭和50年設置）（以下、「文化会館等」という。）は、地域文化の向上と地域スポーツの振興を図ることを目的として設置され、これまで、文化的行事を始めとする各種事業を展開し、広く県民の文化・スポーツ活動の発展に努めてきた。

しかしながら、近年、各市町において公民館等類似施設の整備が進み、文化会館等と同種の事業が実施されてきており、また、県民の地域活動はボランティア活動を始めとして様々な分野で活発になるなど、文化会館等を取り巻く社会的環境は、変化してきている。

このような状況を踏まえ、文化会館等においては、これら県民の多様な文化、地域活動を支援するため、地域の特性に応じた整備を進めているが、文化会館等の中には、宿泊施設を始めトレーニング室等が開設後整備、充実されていないなどのため、著しく利用率が低下している施設もある。

利用者のニーズに即応した早急な整備方針の策定が望まれる。

(ア) 宿泊施設

平成16年度中に宿泊施設を廃止し、県民の生活創造活動や地域づくり活動の支援機能の充実を図るため、生活創造情報プラザに改修されている。

(イ) トレーニング室及び和室

文化会館等の有する有料スペースのうち、両スペースについては、各文化会館等とも長年利用が低調となっており（平成17年度利用状況：トレーニング室で1～2日、和室で3～23日）特に、トレーニング室については、機器の老朽化をはじめ、近隣の市町・民間健康増進施設の充実により、将来的にも利用の増加は見込めない現状であることから、施設の有効活用を図るため、平成19年度から地域のグループ活動等のためのフリースペースに転用し、無料開放している。

(ウ) 図書、ビデオテープ等視聴覚資料

図書及び視聴覚資料は総じて老朽化しており、その利用実績も次表のとおり低調である。特に、16mmフィルムやスライドは昭和30年代から昭和50年代に制作されたものが大半であり、貸出実績がなく、今後も利用が見込めないものである。

現在保有している図書及び視聴覚資料については、保有の必要性を検証するとともに、生活創造情報プラザとして保有すべき情報資料の整備に努められたい。

図書及び視聴覚資料の保有・貸出状況（平成17年度）

区 分		但馬文教府	西播磨文化会館	淡路文化会館
図 書	保 有 数	7,629 冊	1,341 冊	2,408 冊
	貸出人数	37 人	27 人	2 人
	貸 出 数	68 冊	57 冊	3 冊
ビデオテープ	保 有 数	981 巻	819 巻	1,134 巻
	貸出人数	43 人	116 人	16 人
	貸 出 数	147 巻	364 巻	55 巻
16mmフィルム	保 有 数	303 巻		18 巻
	貸出人数	0 人		0 人
	貸 出 数	0 巻		0 巻
ス ラ イ ド	保 有 数	23 巻		10 巻
	貸出人数	0 人		0 人
	貸 出 数	0 巻		0 巻
録 音 テ ー プ	保 有 数			464 巻
	貸出人数			0 人
	貸 出 数			0 巻

カ 兵庫県青年の島

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県青年の島は、青少年健全育成事業の一環として、「青年が大自然の中で自らの力で自然を切り開き、設備を整えていく」という趣旨で昭和48年に設置され、最低限の設備を県が整備し、青年が主体的に自然とふれあう場を提供してきた。昭和57年に設置された兵庫県立母と子の島と一体的に管理運営されている状況にあるものの、近年、利用者が特定の団体に限定されており、平成7年度の利用は年間3団体、14日間、537人となっている。

施設設置の趣旨を踏まえ、今後のあり方について、施設の管理主体である財団法人兵庫県青少年本部並びに家島町、青少年団体等とも十分協議のうえ、抜本的検討が望まれる。

青年の島は、施設としては避難用の丸太小屋がある程度の無人島で、利用者はテントを持ち込み、島の中で宿泊することとなるが、利用状況をみると、青少年団体や地元県立家島高等学校の利用によるほか、母と子の島（現いえしま自然体験センター）主催事業（「無人島に生きる」）での利用にとどまっており、利用実績は低調である。

このため、新たな利活用方策（県職員研修への利用）を検討するとともに、引き続き中学・高校、各種団体へのPRを積極的に行い、利用向上に努めることとしている。

(2) 利用状況について

ア 兵庫県立北播磨余暇村公園宿泊施設

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県立北播磨余暇村公園宿泊施設は、兵庫県立北播磨余暇村公園の中で、自然体験及び健康で文化的な余暇活動が行える場として平成4年に整備された施設である。

当施設の宿泊利用率は、開設当初の平成4年度は25.2%であったものの、平成7年度は18.4%となっており、周辺の類似施設に比べ低調となっている。

このような現状を踏まえ、今後は、地元中町とも協力して、地域全体としての魅力づくりに努めるなど、利用者確保に向けた格段の努力が望まれる。

当施設は県が中町（現多可町）に管理許可を行っており、現在、同町はココロン那珂協会を指定管理者として宿泊施設の管理運営を委託している。

近隣に目玉となる観光資源が乏しく、公共交通機関での利用が不便であることや、レクリエーションの多様化等により、下表のとおり、依然として利用率は伸び悩んでいるが、今後も、旅雑誌や新聞でのPRや、地元の観光関係団体と連携したガイドマップの発行、地元スポーツチームとの交流試合での利用等、考えられる様々な利活用方策を地元と連携して取り組み、利用率の向上に努めることとしている。

直近3か年の利用状況

年 度	宿泊定員	年 間 営業日数	年間宿泊 可能人員	宿 泊 人 員	利 用 率	1日当たり 宿 泊 人 員
平成15年度	80 人	306 日	24,480 人	5,000 人	20.4 %	16.3 人
平成16年度				4,799	19.6	15.7
平成17年度				4,241	17.3	13.9

イ 兵庫県立丹波林間学校（昭和61年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

施設規模が他の野外活動施設に比べて小さく、活動メニューが限られていることなどから、利用者は年々減少している。

教育関係機関とも連携のうえ、施設規模に合った新たな活動メニューの設定など、利用者確保に向けた格段の努力が望まれる。

丹波地域をはじめ、県内各地に多くの野外活動施設が整備されてきたことにより、先導的施設としての設置目的を達成したため、平成14年度をもって廃止されている。

5 県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務（平成11年6月）

(1) 施設のあり方について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

昆虫館の管理運営を受託している千種川グリーンライン運営協議会は、構成員（佐用郡4町及び千種町の町長、議長、西播磨教育事務所長等）による協議会が長期にわたり開催されていないなど事実上休眠状態にある。また、当館には、館長（非常勤嘱託員）のほか職員1名（日々雇用職員）が配置されているが、昆虫専門の職員がいないこともあり、常設展示の約10,000点を除く残りの標本は、希望者には公開されているものの、通常は、館内の一室に保管されたままとなっているなど十分に活用されておらず、加えて、展示室等も必ずしも標本の保存に適した環境にあるとは言えない。

人と自然の博物館の分館化の方向も検討されているが、施設の所在町等との協議を行うなど、管理運営体制や施設のあり方について抜本的な検討が望まれる。

昆虫館の町への移譲については、維持管理経費の負担が大きいことから、南光町（現佐用町）が難色を示していたこともあり、県教育委員会においては、施設のあり方をめぐりこれまで協議、検討を重ねてきたが、平成19年度を目途に昆虫標本の展示機能の移転先等について関係機関と調整を行うこととしている。

昆虫館のあり方について、関係機関との協議、調整を早急に進められたい。

(2) 施設の管理運営について

ア 施設の維持管理について

(ア) 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進するため、福祉のまちづくり条例が平成5年10月から施行されており、県立施設においても、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう同条例の趣旨に沿った整備が図られているところである。

しかしながら、車椅子利用に係る整備基準に着目すると、一部の施設では、福祉のまちづくり条例施行規則別表に定める整備基準を満たしていなかった。

福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則に沿った整備・改善が望まれる。

- a 施設の出入口の有効幅員が基準（車椅子の場合120cm以上）を満たしていなかった施設（赤穂海浜公園、東はりま水辺の里公園、三木山森林公園）
- b 身体障害者用駐車スペースが確保されていなかった施設（甲山森林公園、丹波年輪の里、淡路香りの公園、淡路ふれあい公園、東はりま水辺の里公園、淡路勤労センター、円山川公苑）
- c 身体障害者用駐車スペースの幅員が基準（350cm以上）を満たしていなかった施設（こどもの館、三木山森林公園、丹波総合スポーツセンター、但馬全天候運動場）

- d 車椅子で利用できるトイレが設置されていなかった施設（明石公園陸上競技場男子トイレ、播磨中央公園テニスコートクラブハウス）
- e 車椅子で利用できるトイレの出入口の有効幅員が基準（85cm以上）を満たしていなかった施設（三木山森林公園クラフト館、但馬全天候運動場）
- f 車椅子で移動するためのスロープが設置されていなかった施設（こどもの館工作館）

福祉のまちづくり条例施行規則の施設整備基準を満たしていなかった施設のうち、平成12年3月に公表した当該行政監査の結果に係る措置結果において、是正措置が講じられていなかった次の2施設についても、その後是正措置が講じられている。

a 但馬全天候運動場（車椅子で利用できるトイレの有効幅員）

車椅子で利用できるトイレの出入口の有効幅員の基準（85cm以上）を満たすためには大規模改修が伴うとして、今後の施設改修の際に検討することとしていたが、平成18年度において、ユニバーサル社会関連整備に併せてトイレ出入口の間口を広げ、扉の取り替えを実施している。

b 播磨中央公園（車椅子で利用できるトイレ）

平成14年度末に新テニスコートクラブハウスをオープンし、男女別に車椅子で利用できるトイレブースが設置されている。

(イ) 利用者ニーズに対応した施設整備について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

一部の施設では、設置時期が比較的古いこともあり、現在の利用者ニーズに応じた設備内容となっていなかった。

利用者がより一層快適に利用できるよう、施設の改修等が望まれる。

- a 更衣室に付随するシャワー設備が温水対応となっていなかった施設（明石公園、西猪名公園、播磨中央公園各公園内のスポーツ施設）
- b 更衣用ロッカーが設置されていなかった施設（明石公園内のスポーツ施設）

利用者ニーズに対応した施設整備を求めた施設のうち、平成12年3月に公表した当該行政監査の結果に係る措置結果において、是正措置が講じられていなかった次の2施設についても、その後是正措置が講じられている。

a 明石公園（温水シャワー、更衣ロッカー）

平成13年度において、全てのシャワーが温水化され、更衣ロッカーも設置されている。

b 播磨中央公園（温水シャワー）

平成14年度末に新テニスコートクラブハウスがオープンし、シャワーが温水化されている。

(ウ) いこいのベンチの維持管理について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

いこいのベンチは、全県全土公園化構想の一環として、監査対象施設にも設置され、広く設置・利用されてきたが、設置後10年以上を経過していることから、特に、木製部分の老朽化が進んでいる。こうした老朽化に対応し、適宜、補修等の措置が講じられているが、甲山森林公園等7施設では、破損しているベンチが見られるなど、維持管理が十分には行われていなかった。

補修等、適切な維持管理が行われるよう必要な措置を講ずることが望まれる。

平成11年度末までにいこいのベンチの更新、補修等が行われている。

(エ) 利用者の安全確保について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

尼崎青少年創造劇場においては、停電時の非常用照明装置の電源としての役割を果たす蓄電池の劣化が進んでおり、安全確保の面から早期の更新が必要となっているにもかかわらず、更新の措置が講じられていない。

観客等利用者の避難誘導等、安全確保を図るため、早期の更新が望まれる。

平成11年度末までに蓄電池の更新が行われている。

(オ) 施設の有効活用について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

赤穂海浜公園（塩の国体験管理棟更衣室）等3施設では、更衣室等の施設が、利用者の減少等により、開設後間もない時期から、本来の用途に供されなくなっていた。

施設設置の際には、利用者ニーズ等を踏まえた十分な検討が望まれる。

平成11年度末までに本来の用途で使用を再開している。

(カ) 施設の収蔵スペースについて

【留意・改善を要する事項（要旨）】

歴史博物館は、これまで、購入、受贈等により様々な資料を収集してきたが、収蔵スペースが不足しているため、県民等からの資料寄贈の申出にほとんど応じられないなど、貴重な資料を収集できない状況となっていた。

収蔵スペースの確保に向けた抜本的な対策が望まれる。

平成12年度及び平成13年度に収蔵庫内に移動棚を設置し、保管スペースの有効利用を図った

ほか、平成17年度からは、県立姫路飾西高等学校の空き教室を利用して一部資料を保管している。

イ 施設の運営について

(ア) 有料施設の利用状況について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

東はりま青少年館等4施設では、平成9年度の有料施設の利用者数が平成5年度に比べ10%以上減少しており、さらに平成10年度においても利用者数の減少が続いていた。また、播磨中央公園等2施設の有料施設では、施設内の特定スペースの利用率が平成9年度において10%未満となっていた。

施設の管理運営団体とも連携し、利用者数の減少要因及び利用率の低調要因を把握のうえ、利用者確保に向けた効果的な対策が望まれる。

a 東はりま青少年館

プールの利用者数は、ピーク時（平成3年度）の10万9千人から減少傾向が続いており、平成15年度は6万人にまで落ち込んでいる。

利用者数の減少の主な要因として、平成9年度に温水プール、ジム等を備えた「加古川ウェルネスパーク」が当館の近隣に開設されたこと、長引く不況下において、近隣の企業が職員の福利厚生目的でのプールクーポン券の使用を大幅に削減してきたことなどが挙げられる。

利用者確保に向け、開館時間を20時から21時へ延長（平成13年度より実施）、学校の夏休み期間中における休館日（月曜日）の開館（平成15年度より実施）、日本水泳連盟公認プールの特性を生かした県・市レベルでの水泳大会の積極的な誘致などの対策を講じており、平成16年度及び平成17年度については、若干利用者数は持ち直しているものの、隣接施設との競合の影響は大きく、今後の大幅な利用者数の回復は難しい状況にある。

一方、会議室等の利用者数は、PRの充実等に努めてきたことより増加傾向にある。

なお、隣接する市営施設と一体的に運営することにより、一層の利用促進や運営の効率化が期待できるため、平成20年度末に加古川市へ移譲する方向で検討を進めている。

プール等の利用者数の推移

年 度	平成9年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
プ ー ル	81,367 人	60,492 人	61,337 人	64,309 人
会議室等	20,008	45,432	40,910	57,087

b 丹波年輪の里

施設では、現在、利用者のニーズに応じた工作教室や各種イベントの開催、ホームページにおける予約状況確認ページの設置、ダイレクトメールの発送等、新規利用者の開拓に

努めている。

アトリエ及び会議室・研修室の利用者数の推移

年 度	平成 9 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用者数	5,394人	7,797人	6,360人	7,752人

c フラワーセンター

当センターの入園者数は、ピーク時（平成4年度）の60万人台から減少傾向にあり、平成16年度及び平成17年度は23万人台にまで落ち込んでいる。

こうした現状を踏まえ、工夫を凝らした植物展示や積極的な広報活動等により、誘客対策に努めてきたが、入園者数の増加にまでは至っていない。

当センターは、平成18年度に開園30周年を迎えるのを機に、平成17年度にあり方検討委員会を設置し、リニューアル整備に向けた取組を行っているところであるが、当面の緊急誘客対策として、平成18年度には夜間一部開園の試験実施、明石公園内でのアンテナショップの開設によるセンターのPRを実施している。

入園者数の推移

年 度	平成 9 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
入園者数	438,345人	262,794人	236,836人	236,449人

d 明石公園

平成11年度からホームページを開設するなどPRの充実に努めてきたほか、平成14年度からは、ホームページ内に予約システムを導入し、施設使用の簡便化を図っている。その結果、利用時間数は増加傾向にある。

利用時間数の推移

年 度	平成 9 年度	平成12年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用時間	3,962 件	18,854 時間	20,832 時間	23,843 時間	27,162 時間

(注) 平成12年度からは、件数ではなく利用時間により利用状況を把握している。

e 播磨中央公園

公園内野外ステージについては、依然として利用状況は極めて低調に推移している。平成16年度から、地元住民、利用者、学識経験者、行政担当で構成する公園管理運営協議会内に部会「はりちゅう夢企画」を設置し、事業展開を図ろうとしているが、具体的な成果は上がっていない。

利用件数の推移

年 度	平成 9 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用件数	4件(うち県主催0件)	3件(うち県主催0件)	4件(うち県主催1件)	6件(うち県主催1件)

本県では、県民の年末年始や休日・夜間の過ごし方の変化を踏まえ、平成18年度から、公の施設のうち29施設において年末年始の開業日を拡大したほか、9施設において開業日・開

業時間の拡大を実施するなど、県民サービスの向上を図っているところであるが、今後とも、県民が利用しやすい施設運営に意を用い、施設の利用促進を図られたい。

(イ) 新たなPR方法について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

尼崎青少年創造劇場等4施設では、インターネットを活用したPRが行われていなかった。施設の管理運営団体とも連携のうえ、インターネットを活用したPRへの取組が望まれる。

現在、各施設では、ホームページ開設への対応及び最新情報への更新が概ね図られている。

(ウ) 使用料の徴収について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

海洋体育館では、管理運営団体が条例及び規則に定めのないロッカー等の使用料を独自に利用者から徴収していた。

使用料の徴収について、管理運営団体に対する指導が望まれる。

平成11年度からロッカーをコイン返却式に改め、使用料を徴収していない。

(I) 使用料の還付方式について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

明石公園等4施設では、使用料の還付事務が施設管理運営団体に委託されていないため、県の所管事務所を通じて還付される仕組みとなっており、利用者にとって、煩雑かつ時間のかかる手続となっていた。

利用者の利便性を図るため、還付事務の委託が望まれる。

平成11年6月から施設の管理運営団体に還付事務が委託されている。

(オ) 消防法に基づく訓練の実施について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

消防法の規定に基づき消防計画の作成が義務づけられている施設では、消火訓練、通報訓練及び避難訓練を毎年実施する必要があるが、一部の施設では、平成9年度において、これらの訓練の全部又は一部を実施していなかった。

利用者の安全確保のため、訓練の実施について管理運営団体に対する適切な指導が望まれる。

- a いずれの訓練も実施していなかった施設（明石公園、フラワーセンター、西はりま青少年館、勤労身体障害者体育館、丹波総合スポーツセンター、但馬全天候運動場、海洋体育館）

- b 消火訓練及び避難訓練を実施していなかった施設（健康センター）
- c 通報訓練を実施していなかった施設（こどもの館）
- d 避難訓練を実施していなかった施設（播磨中央公園、淡路ファームパーク）

平成12年3月に公表した当該行政監査の結果に係る措置結果において、消防訓練を実施した旨の報告を受けている。

なお、消防訓練については、特定監査項目として別途検証している。

（第5 特定監査項目の監査結果「公の施設における防火管理体制」を参照）

6 高額機器の取得、利用・管理（平成13年6月）

(1) 機器の取得について

ア 機器の導入

【留意・改善を要する事項（要旨）】

研究目的の達成、研究員の交替によって、利用頻度が低下している機器も見受けられる。県民の貴重な財産である機器の導入に当たっては、当面の利用計画だけではなく、研究終了後の活用等、中長期的な利用計画も考慮して決定することが望まれる。

(ア) 生活科学研究所

機器の導入に当たっては、外部の学識経験者や消費者団体等からなる「県立生活科学研究所運営委員会」や毎年の研究テーマ等について内部審査する「研究課題等評価調整会議」で選定された県民ニーズの高い試験研究テーマに必要な機器で、購入後も県民との共同研究等にも利用できる機器の導入を検討することとしている。

(イ) 県立大学

機器の導入に当たっては、研究における必要性はもとより、他大学や他試験研究機関との共同研究での利用を見据えるなど、機器利用の継続性を勘案して決定している。

(ウ) 健康環境科学研究センター

導入機器の主な用途は、健康福祉事務所等の収用物検査や工場等立入検査における検体分析であり、そうした行政需要を踏まえ、利用の継続性等、中長期的な利用見込みを勘案して機器の導入や更新を行っている。

(エ) 工業技術センター

機器の導入に当たっては、企業団体である兵庫県工業技術振興協議会の研究部会等を通じ企業ニーズを収集することで、より中長期的な企業の技術支援に役立つ機器の導入に努めている。

また、予算要求に当たっては、機器購入後の活用目標値（技術相談・指導件数、機器利用研修会受講者数、利用件数等）を設定し、中長期的な利用計画を策定している。

(オ) 先端科学技術支援センター

機器の導入に当たっては、可能な限り他機関との連携した利用や企業への技術支援に役立たせるために、機器の汎用性や利用の継続性を勘案し、中長期的な利用見込みを踏まえて決定している。

(カ) 農林水産技術総合センター

機器の導入に当たっては、その研究にとって必要不可欠なものかどうか、また研究終了後

も汎用性や利用の継続性も見込まれるかどうか等を検討し、決定している。

(キ) 県立病院

病院事業にあっては、企業経営の観点から医療機器導入の際には稼働件数の目標値を設定するなどの稼働計画を設定するとともに、当該当初計画を基に、機器の経過年数等を考慮した年度計画を策定し、稼働実績との比較、検討を組織的に行っている。

イ 機器の購入手続

【留意・改善を要する事項（要旨）】

病院事業会計の県立10病院ではすべて複数業者による入札を実施しているが、試験研究機関等においては、一者随契(注1)により36機器（不落随契(注2)を除く。）の購入が行われており、購入機器数の83.7%を占めている。

試験研究の性質上、専門、特殊目的のために機器を使用することが多く、そのために必要とされる仕様を満足する機種が1機種に限定され、かつ機器が製造者直接販売である等の制約により一者随契が行われているものであるが、機器購入における透明性、経済性等の観点から、仕様についても可能な限り考慮し、複数機種を選定、競争入札への努力が望まれる。

(注1)「一者随契」・・・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約で、性質や目的が競争入札に適さないため、契約の相手方を特定して行う契約

(注2)「不落随契」・・・地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による契約で、競争入札に付し落札者がいないときに行う契約

機器の購入手続については、特定監査項目として別途検証している。

(第5 特定監査項目の監査結果「高額機器の契約関係事務」を参照)

ウ 機器の取得時期

【留意・改善を要する事項（要旨）】

機器の取得は、国庫補助の決定を待って購入の手続を行う必要があること、一般競争入札による場合は契約までの手続に時間を要すること、機器によっては納品までにかかりの日数を要すること等の理由により、第4四半期に購入が集中している。

研究等に支障が生じることのないよう、適期に機器を取得することについて配慮する必要がある。

また、機器有効活用の観点から購入時期に制約がないものについては、計画的に事務手続を進めることにより、機器の早期取得に努めることが望まれる。

前回監査の対象とした試験研究機関等が平成17年度に購入した200万円以上の高額機器142件の購入時期について確認したところ、第4四半期の購入が7割近くを占めているが、前回と比較すると、第1四半期から第3四半期までの購入実績が14.3%から31.7%に増加しており、早期取得への改善が図られてきている。

機器の取得時期（平成11年度と平成17年度の比較）

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
平成11年度	0 機器 (14.3%)	2 機器 (14.3%)	17 機器 (14.3%)	114 機器 (85.7%)	133 機器 (100.0%)
平成17年度	2 (31.7)	17 (31.7)	26 (31.7)	97 (68.3)	142 (100.0)

(2) 機器の利用・管理について

ア 機器の稼働

(ア) 有効活用等の検討

【留意・改善を要する事項（要旨）】

機器の導入目的である試験研究が終了したこと、機器の特殊性、故障及び老朽化等の理由により、稼働が低調な機器や全く稼働していない機器がある。

県民の貴重な財産であることから、機器の有効活用の方策について十分検討し、その上で利用見込みのないものについては、廃棄等の処分を含めた検討が望まれる。

平成17年度末現在において保有している1千万円以上の高額機器644機器（平成17年度中に取得したものを除く。）の稼働状況について確認したところ、稼働日数20日以下の機器は40機器（6.2%）となっており、前回の63機器（11.7%）と比較して、稼働状況は改善している。

なお、当該40機器中16機器については、平成18年度中に処分済あるいは平成19年度以降処分を検討予定であり、残る24機器については、稼働率は低調であるものの、特殊な治療や分析等に必要不可欠な機器であることから、引き続き保有しているものである。

平成17年度末現在で保有している1千万円以上の機器の稼働日数（平成11年度と平成17年度の比較）

年度	稼働日数		20日以下 計	21日超～	計
	(0日)	(1～20日以下)			
平成11年度	(19 機器)	(44 機器)	63 機器(11.7%)	476 機器(88.3%)	539 機器(100.0%)
平成17年度	(16)	(24)	40 (6.2)	604 (93.8)	644 (100.0)

(イ) 評価管理システムの構築

【留意・改善を要する事項（要旨）】

病院事業及び工業技術センターを除く試験研究機関等では、機器の評価管理が組織的に行われていない。

高額機器については、多額の予算執行により取得されることから、その利用や活用についての説明責任がより一層求められているので、機器の評価管理システムを構築し、適切な評価管理を組織的に行っていくことが望まれる。

a 生活科学研究所

幹部会議や職員会議において、各機器の稼働実績を把握するとともに、稼働率向上のため

めの協議等が実施されている。

b 県立大学

毎年機器の稼働状況を調査し、機器の廃棄等所要の手続きが行われているものの、組織的な評価管理を行う仕組みはない。

c 健康環境科学研究センター

部長会において、各試験分析項目毎に外部委託の困難性の度合い等を検証することで、機器更新の必要性等が検討されている。

d 工業技術センター

平成14年10月から、機器評価管理実施要領を改正し、重点機器（取得価格500万円以上で前年度の利用日数20日以下のもの）、不活用機器（購入後7年を経過した機器で、前年度利用実績がないもの）に区分し、稼働状況等を四半期毎に評価しているが、老朽化により修理が困難な保有機器も多いため、評価も廃棄の是非が中心となっており、稼働率の向上に直接結びついたシステムとして機能していない。

e 先端科学技術支援センター

学識経験者、産業界の外部委員を加えた専門委員会において、機器の利用状況の検証、稼働向上方策の検討が行われている。

f 農林水産技術総合センター

毎年機器の稼働状況を調査し、使用状況の少ない機器について、その理由の確認、将来の使用可能性等を総務部において確認しているが、組織的な評価管理を行う仕組みはない。

g 県立病院

機器の導入の際に検討した当初計画を基に機器の経過年数等を考慮した年度計画を策定する等、医療機器の評価管理制度に基づき、稼働実績の比較検討が組織的に行われている。

県立大学や一部の試験研究機関においては、組織的に機器の評価管理を行うシステムが構築されておらず、あるいは機器の有効活用方策を検討する場として必ずしも機能していない現状が見受けられることから、当該システムが実質的に機能するよう組織的な取り組みを図られたい。

イ 機器の保守管理

【留意・改善を要する事項（要旨）】

機器の中には保守管理を受託しないメーカーもあり、修繕で対応せざるを得ないものもあるが、例えば、各病院に設置されているコンピュータ断層撮影装置（CT装置）や、多くの試験研究機関等に設置されている走査型電子顕微鏡の保守管理状況をみると、同一機器でありなが

ら保守管理委託を行っている機器と、行っていない機器（故障時には修繕で対応）がある。
機器の性能維持、費用対効果の観点から、改めて保守管理のあり方について検討が望まれる。

コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ装置）及び走査型電子顕微鏡に係る平成17年度の保守管理状況は次のとおりである。

(ア) コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ装置）

前回の監査時点では県立病院間で保守委託対応と修繕対応に分かれていたが、現在は県立淡路病院を除き、費用対効果の観点から、ＣＴ管球の交換等スポット修繕対応とされている（淡路病院はＣＴの検査件数が多く、管球交換頻度が高いことからコスト的に安価な保守契約を選択している。）。

(イ) 走査型電子顕微鏡

各試験研究機関等において、保守委託対応（工業技術センター、農林水産技術総合センター）と修繕対応（生活科学研究所、県立大学）とに分かれているが、各機関において、保守委託対応と修繕対応の費用対効果を勘案して対応している。

なお、平成18年度から、県立病院のうち3病院で保有する磁気共鳴断層診断撮影装置（ＭＲ装置）（同一機器）については、保守委託事務を3病院一括で交渉の上契約し、経費節減に取り組んでいる。

ウ 機器の相互利用、外部開放

【留意・改善を要する事項（要旨）】

機器の相互利用、外部開放は、試験研究機関等の一部にとどまっており、機器の有効活用を図る観点からも、相互利用等の一層の推進が求められる。

試験研究機関等で保有する機器の情報が、試験研究機関等相互間で即座に検索できるよう、機器情報のデータベース化に取り組むとともに、機器の利用を通じた産官学の一層の交流等を進めるため、利用可能な機器の範囲の拡大と、開放施設の内容、試験研究機器の機能等についてインターネットを活用した関係者等への周知が望まれる。

(ア) 生活科学研究所

県民の商品テスト等の利用に供するため、実験室等の施設開放を行うとともに、各種研究会等において機器情報を提供し、機器の相互利用を呼びかけている（インターネットを活用した保有機器の情報提供あり。）。

(イ) 県立大学

汎用性のある機器については、学内の相互利用に努めているほか、高度産業科学技術研究所においては、企業等から派遣された研究員と機器の相互利用が行われている。

(ウ) 健康環境科学研究センター

試験分析機器への他の検体の混入汚染を防ぐため等の理由で外部開放は行われていないが、水質環境部内の兵庫庁舎、須磨庁舎間では超微量金属の分析等で機器の相互利用が行われている。

(I) 工業技術センター及び先端科学技術支援センター

主要な機器の機能のデータベース化が図られており、また、高度な機器についての利用研修を実施する等、企業による機器利用の推進に努めている（インターネットを活用した保有機器の情報提供あり。）

(オ) 農林水産技術総合センター

利用に当たって機器の設定変更作業が必要となること等から外部開放は行われていないが、国内外の研究生に機器を使用した研究・研修を実施し、機器の有効活用に努めている。

(3) その他

ア 入札参加者審査会県立病院部会

【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成11年度の入札参加者審査会県立病院部会（9回）はすべて持ち回り審議となっている。入札参加者の選定等に当たっては、できる限り部会を招集することが望まれる。

平成17年度の実施状況を確認したところ、開催回数12回全てが持ち回り審議になっている。なお、平成18年度については急除を除く1回分を除き、招集審議を実施し、改善が図られている。

入札参加者審査会県立病院部会の開催状況

区 分	審査対象機器数	県立病院部会開催数	うち、持ち回り審議
平成17年度	15 機器	12 回	12 回
平成18年度	26	9	1

イ 機器の使用貸借

【留意・改善を要する事項（要旨）】

姫路工業大学（現 県立大学）においては、購入した機器を、他大学等の協力研究者に貸付けているものがある。

貸付機器については、使用貸借契約を締結するとともに、貸付期間終了後の機器の管理等についても明確にしておくことが望まれる。

他の大学等の協力研究者に貸し付けられている機器に係る平成17年度の貸付状況を確認したところ、全ての機器について使用貸借契約が締結されており、契約書の中で、貸付期間終了後の機器の管理等についても明確にされている。

ウ 医療機器の管理

【留意・改善を要する事項（要旨）】

県立病院において、平成11年度中に全く稼働していない機器が10機器あり、その中には、平成10年度以前から稼働していない機器が3機器、故障及び老朽化を理由とするものが5機器ある。

機器の管理の必要性を検討し、管理する必要のない機器については、限られた病院スペース等の有効利用の観点からも、廃棄等処分の検討が望まれる。

平成17年度中に全く稼働していない11機器について、平成18年度の状況を確認したところ、廃棄が7機器、病院間の所属替えによる有効活用が1機器（人工心肺装置を柏原病院から尼崎病院に所属替え）、特殊な治療のため引き続き保有しているものが3機器となっている。

なお、現在、県立病院間では診療機能の再編・集約化が進められており、これに伴い医療機器の所属替えを行い、有効活用に努めている。

エ 医療機器の処分

【留意・改善を要する事項（要旨）】

帳簿価格30万円以上の病院事業会計の医療機器を処分するには、県民生活部県立病院局長（当時）の承認を受けたうえで、病院長による処分決定が必要であるが、これらの手続を経ないまま処分されている機器が1機器あった。

適正な事務手続に留意すべきである。

平成14年度から機器の処分は、取得価格600万円以上の機器を除き、各病院長に委任されているが、処分手続が適正が否かについて抽出確認したところ、適正に事務手続がなされている。

7 公益法人等に対する指導監督等（平成15年6月）

(1) 県が所管する公益法人に対する指導監督事務

ア 民法、県規則等による指導監督事務

(ア) 各種報告書類の提出について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成13年度の事業計画書・収支予算書及び平成12年度の事業報告書・収支計算書について、期限内に提出していない法人が半数あり、さらに平成14年11月末現在、未提出の法人が事業計画書で7法人、収支予算書で8法人、事業報告書で9法人、収支計算書で8法人ある。

事業計画書・事業報告書等の各種報告書類は、法人の実態を的確に把握する上で、重要な役割を果たすものであるため、期限内提出についての指導及び未提出法人についての指導を強化されたい。

平成17年度の事業計画書・収支予算書及び平成16年度の事業報告書・収支計算書の提出状況を確認したところ、期限内に提出していない法人が前回と同様半数前後あり、さらに平成18年11月末現在、未提出法人が、事業計画書及び収支予算書で各6法人、事業報告書で5法人、収支計算書で4法人ある。

期限内提出についての指導及び未提出法人についての指導を徹底されたい。

事業計画書・収支予算書の提出状況

区分	年度	対象法人数	受案件数	受案件数		未提出
				期限内	期限後	
事業計画書	平成13年度	617	610	307	303 (49.1%)	7 (1.1%)
	平成17年度	603	597	293	304 (50.4%)	6 (1.0%)
収支予算書	平成13年度	617	609	307	302 (48.9%)	8 (1.3%)
	平成17年度	603	597	293	304 (50.4%)	6 (1.0%)

(注)平成17年度の上記法人数には、知事部局と教育委員会の共管となっている3法人を含む(実法人数は600法人)。

事業報告書・収支計算書の提出状況

区分	年度	対象法人数	受案件数	受案件数		未提出
				期限内	期限後	
事業報告書	平成12年度	616	607	332	275 (44.6%)	9 (1.5%)
	平成16年度	595	590	329	261 (43.9%)	5 (0.8%)
収支計算書	平成12年度	616	608	334	274 (44.5%)	8 (1.3%)
	平成16年度	595	591	330	261 (43.9%)	4 (0.7%)

(イ) 立入検査について

a 例規の改正について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人の設立及び監督に関する事務処理については、「警察関係公益法人監督事務処理要領」（以下、「警察要領」という。）で定められており、指導監督体制の充実等通知に基づき警察要領中、立入検査実施票の改正等、例規の整備が必要となるが、平成14年11月末現在、改正が行われていない。

警察要領の改正手続を遅滞なく行われたい。

平成15年3月に要領の一部改正により所要の整備が行われている。

b 措置結果報告等について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成13年度に立入検査を実施し文書で改善を求めた法人は、113法人で、このうち、指摘事項に対する措置結果報告が未提出の法人は、平成14年11月末現在、51法人（45.1%）ある。また、指摘文書の送付が立入検査の実施から3か月以上を要しているものが見受けられた。

速やかに指摘文書を送付するとともに、措置結果報告を求められたい。

平成17年度の立入検査の結果、いずれの所管課（企画管理部文書課、教育委員会事務局総務課及び警察本部警務課）においても文書指摘を行った法人はない。

なお、行政監査の結果を受け、平成15年度及び平成16年度において法人に対する文書指摘を行った文書課では、指摘文書は立入検査から1か月以内に送付するとともに、指摘を行った全ての法人から措置結果の提出を受けている。

立入検査実施状況

区分	平成13年度	平成17年度
立入検査計画法人数	220	131
実施法人数	215	128
文書指摘法人数	113	0
うち措置結果報告受理法人数	62	0
うち措置結果報告未提出法人数	51	0

(ウ) 休眠法人に対する指導について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

「休眠法人の整理に関する要綱」に基づき、文書課所管法人で休眠法人として認定している法人が平成14年11月末現在、1法人あり、設立許可の取り消し手続中ではあるものの、活動を停止してから相当の期間が経過している。

引き続き休眠状態の早期の把握に努め、休眠法人の整理について速やかに事務処理を進められたい。

平成14年11月末現在の1休眠法人については、平成15年2月に設立許可を取り消している。
 なお、平成18年11月末現在「休眠法人の整理に関する要綱」に該当する休眠法人は存在していない。

イ 指導監督基準等による指導監督事務

(ア) 事業費の総支出額に占める割合について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

公益法人の定款又は寄附行為に定められている事業に要する経費（付随的に行う収益を目的とする事業費を除く。）は、可能な限り総支出額の2分の1以上とすることが求められており、2分の1未満の法人については当該法人の実態を踏まえつつ当該事業を拡大するよう指導する必要があるとされている。本県所管の公益法人では、事業費の総支出額に占める割合が2分の1未満の法人が、616法人中294法人（47.7%）ある。
 法人の実態を踏まえ、事業費の拡大について引き続き指導されたい。

平成17年10月1日現在で、事業費が総支出額の2分の1未満の法人が600法人中266法人（44.3%）あり、前回の監査実施時点（平成13年度）から3.4ポイント改善されている。

法人の実態を踏まえ、引き続き事業費の占める割合の拡大について指導されたい。

事業費の総支出額に占める割合の状況（50%未満の法人）

区分	平成13年度		平成17年度	
	対象法人数	該当法人数	対象法人数	該当法人数
50%未満	616	294 (47.7%)	600	266 (44.3%)

(イ) 管理費の総支出額に占める割合について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

管理費は、合理的な経営により可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には適切な指導を行うこととされている。
 本県所管の公益法人では、管理費の総支出額に占める割合が2分の1を超える法人が616法人中42法人（6.8%）ある。
 法人の実態を踏まえ、管理費の削減について引き続き指導されたい。

平成17年10月1日現在で、管理費が総支出額の2分の1を超える法人が600法人中33法人（5.5%）あり、前回の監査実施時点（平成13年度）から1.3ポイント改善されている。

法人の実態を踏まえ、引き続き管理費の占める割合の削減について指導されたい。

管理費の総支出額に占める割合の状況（50%を超える法人）

区分	平成13年度		平成17年度	
	対象法人数	該当法人数	対象法人数	該当法人数
50%超	616	42 (6.8%)	600	33 (5.5%)

(ウ) 理事の構成について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

理事のうち同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下に、同一の業界の関係者が占める割合は、2分の1以下にするよう求められている。本県については、同一親族の理事が当該法人の理事数の3分の1を超える法人が12法人、特定企業関係者の理事が3分の1を超える法人が8法人、所管官庁である県の職員出身の理事が3分の1を超える法人が9法人、同一業界関係者の理事が2分の1を超える法人が111法人ある。

一律に改善することは、直ちには困難であると思われるが、理事の構成割合が定められている趣旨を踏まえ指導されたい。

平成17年10月1日現在で、同一親族の理事が3分の1を超える法人が5法人、特定企業関係者の理事が3分の1を超える法人が6法人、所管官庁である県の職員出身の理事が3分の1を超える法人が10法人、同一業界関係者の理事が2分の1を超える法人が107法人あり、前回の監査実施時点（平成13年度）と比較すると、同一親族の理事の占める割合が3分の1を超える法人は半減したものの、その他の理事の構成状況はほとんど改善されていない。

引き続き、理事の構成割合が定められている趣旨を踏まえ指導されたい。

理事の構成

理事の構成状況	平成13年度	平成17年度
同一親族の理事が占める割合が3分の1を超える法人数	12	5
特定企業関係者の理事が占める割合が3分の1を超える法人数	8	6
所管官庁出身者の理事が占める割合が3分の1を超える法人数	9	10
同一業界関係者の理事が占める割合が2分の1を超える法人数	111	107

(I) 情報公開等について

a 情報公開の実施について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

定款又は寄附行為、役員名簿、事業報告書、収支計算書等の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備え、原則として一般の閲覧に供することとしているが、本県の公益法人では、閲覧のため主たる事務所に資料が整備されていない法人が、616法人中43法人（7.0%）ある。

情報公開を実施するよう指導されたい。

平成17年10月1日現在で、閲覧のため主たる事務所に資料を整備している法人は600法人中581法人（96.8%）あり、情報公開の未実施法人は19法人に減少している。

情報公開の実施状況

区分	平成13年度		平成17年度	
	対象法人数	うち該当法人数	対象法人数	うち該当法人数
情報公開の実施 (閲覧資料の整備)	616	573 (93.0%)	600	581 (96.8%)

b インターネットによる情報公開について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

所管官庁は関係公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請することとされており、本県でも、所管公益法人に対し、ホームページの開設による業務、財務等に関する資料の情報開示を要請しているが、ホームページを開設していない法人が、616法人中472法人（76.6%）ある。

所管公益法人の規模が様々である現状を鑑みると一律に適用するのは困難であると思われるが、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう引き続き要請されたい。

平成17年10月1日現在、ホームページを開設している法人は284法人で、前回の監査実施時点（平成13年度）から倍増している。

しかし、ホームページの掲載状況を見ると、法人の業務、財務等に関して要請どおりの情報を掲載している法人は限られている。

ホームページの開設を引き続き要請するとともに、ホームページに業務、財務等に関する所要の情報を掲載するよう要請されたい。

ホームページの開設状況

区分	平成13年度		平成17年度	
	対象法人数	うち該当法人数	対象法人数	うち該当法人数
ホームページ開設	616	144 (23.4%)	600	284 (47.3%)

ホームページにおける業務及び財務等に関する資料の掲載状況

区分	定款・寄附行為	役員名簿	事業計画書	収支予算書	事業報告書	収支計算書	貸借対照表	正味財産増減計算書
平成13年度	14	32	15	9	17	12	7	7
平成17年度	74	98	79	58	74	65	58	53

(オ) 互助・共済団体等における外部監事の導入について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

構成員相互の利益を図ることを主たる目的とした互助会、共済会、同窓会等の互助・共済団体等の法人については、指導監督基準等により、外部の者を監事とすることが特に求められている。本県においては、互助・共済団体等に該当する24法人のうち、外部の者を監事としていない法人が、21法人ある。

互助・共済団体等の法人に対し、外部監事の導入に向けて、引き続き指導されたい。

平成17年10月1日現在で、該当する23法人のうち、外部の者を監事としていない法人が18法人ある。

互助・共済団体等に該当する法人に対し、外部監事の導入を引き続き指導されたい。

外部監事の導入状況

区分	平成13年度	平成17年度
互助・共済団体法人数	24	23
うち外部監事導入なし	21 (87.5%)	18 (78.3%)

(2) 県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務

ア 主務課の指導監督事務

【留意・改善を要する事項（要旨）】

主務課の法人に対する指導監督は、県委託事業、補助事業等の事業内容等、経営面の指導監督が中心となっており、法人の会計面における指導を行ってきた主務課はごく少数であり、多くは法人の自主性に委ねられている。

県は、一連の不祥事等を契機として、平成14年10月に「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を作成し、主務課が県関係団体の会計事務等について指導・支援を行うこととしている。

主務課は、同マニュアルを積極的に活用し、法人に対する効果的な指導に努められたい。

主務課の指導監督事務については、特定監査項目として別途検証している。

（第5 特定監査項目の監査結果「『県関係団体会計事務指導・支援マニュアル』に基づく主務課の指導・支援」を参照）

イ 法人の内部統制等

(ア) 内部けん制制度について

a 職場研修について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

内部けん制制度の柱であるチェック機能が円滑に機能するためには、組織の長や職員が高いモラルや倫理観を持つことが必要である。大半の法人では不祥事防止のための研修をはじめモラルや倫理観向上のための研修が行われていない。

法人単位、職場単位での研修を実施するよう指導されたい。

多くの法人においては、出納局主催の公益法人関係研修会等に参加するなど、法人職員の資質向上策が講じられているが、不正防止やモラル向上に向けた倫理研修については、外部講師による講話や啓発ビデオの活用等による積極的な研修を実施している法人は少なく、大半の法人が、県職員への綱紀肅正文書を利用した啓発・周知等に留まっている。

今後も、会計研修や倫理研修等に積極的に取り組み、法人職員の一層の資質向上を図るよう指導されたい。

b 経理担当職員等の長期在職について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

経理担当職員等が5年目以上の長期在職となっている法人が、監査対象とした30法人中22法人あり、中には20年以上の長期在職となっている法人も7法人ある。

職員が同一職場で同一業務を長期間担当することを避ける措置が望まれる。

なお、経理担当職員等の異動が困難な場合は、定期あるいは臨時に理事等による業務検査を行うよう法人を指導されたい。

今回監査対象とした16法人（特定監査項目『『県関係団体会計事務指導・支援マニュアル』に基づく主務課の指導・支援』において監査対象とした主務課が所管する16法人）の経理担当職員（県からの出向職員は概ね3年程度で人事異動が行われるため、対象職員から除いている。）の在職年数をみると、10年以上の長期在職者が約2割いるが、経理担当職員の異動が困難である法人にあっては、経理担当事務の中の事務分掌を一定期間毎に一部入れ替えるなどの対応を行っている。そのため、同一職場において全く同一業務を5年以上担当している職員は1割と少なく、可能な範囲での内部けん制に向けた改善が図られている。

法人における経理担当職員の在職年数（平成18年4月1日現在）

5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	計
168人 (60.0%)	54人 (19.3%)	24人 (8.6%)	13人 (4.6%)	21人 (7.5%)	280人 (100.0%)

同一業務での経理担当経験年数（平成18年4月1日現在）

3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上	計
188人 (67.1%)	43人 (15.4%)	18人 (6.4%)	31人 (11.1%)	280人 (100.0%)

c 会計事務等について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

銀行印と通帳の保管や出金手続、パソコン・バンキングによる出金手続、物品の発注手続、月次残高の照合手続、法人支部の検査・指導に問題のある法人が見受けられたので適切に指導されたい。

内部けん制制度の整備と運用については、理事がその責任を負っているものであり、誤びゅうや不正防止等のため、今後も内部けん制制度の機能向上に努めるよう指導されたい。

大半の法人では、経理担当職員以外の管理監督職員等により、定期的に預金残高と総勘定元帳・試算表等との照合が行われており、会計機能を有する法人支部（出先機関）を持つ法人では、本部による検査・指導が、少なくとも年1回程度は行われている。

しかしながら、一部の法人においては、経理担当課長自身が照合者となっているため、客観性が確保できていなかったり、担当職員以外の者による定期的な照合が行われていない法人も見受けられる。

法人内部のチェック機能が効率的・効果的に機能しているかの把握に努め、内部けん制機能のより一層の向上が図られるよう指導されたい。

(イ) 内部監査制度について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

監査対象とした30法人の内部監査制度の状況は次のとおりである。

- a 専任監事を設置している法人は8法人であり、22法人は他に本務の職を持つ兼務監事のみとなっている。
- b 監事が中間監査を実施している法人は5法人で、例月（毎月）監査を行っている法人は8法人であり、18法人では年1回の決算監査のみである。
- c 監事の決算監査の実施時間が2時間未満の法人が17法人で、3時間未満では27法人となっており、中には1時間未満の法人も3法人ある。

会計監査の充実に資するため、監事の専任化等監事の職責を全うできる体制づくりについて検討するよう指導されたい。

16法人の内部監査の現状は次のとおりである。

- a 専任監事を設置している法人は8法人であり、残る8法人は、他に本務の職を持つ兼務監事のみを設置となっている。
- b 兼務監事のみを設置する法人では、例月・中間等定期的な監査・検査を実施していない。専任監事を設置している8法人中7法人では、定期的な監査・検査を実施しているものの、1法人については、専任監事がいるにもかかわらず定期監査・検査を実施していない。
- c 監事の決算監査の実施時間は、依然として1～3時間程度に集中している。

なお、監事監査規程等の整備は行われておらず、監事が県のマニュアルを自主点検に活用している法人も一部にあるものの、ほとんどの法人は、県マニュアルを活用した点検は行っておらず、独自の監査マニュアルや監査チェックリスト等の規程も整備されていない。

監事の専任化を推進するとともに、監事機能の強化を指導されたい。

(ウ) 外部監査について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

公益法人の資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上ある場合は、公認会計士等による監査（外部監査）を受けるよう要請することとされているが、公益法人25法人中、この基準に該当する法人が平成13年度決算ベースで14法人あり、うち外部監査を受けている法人は1法人のみである。

なお、監査対象とした30法人中、他に公認会計士の検査を受けている法人が2法人あり、また、公認会計士、税理士による会計指導・税務指導等を受けている法人が23法人ある。

外部監査の実施については、費用等の問題があり、全ての法人に導入することは困難であると思われるが、公認会計士等による外部監査あるいは検査を受ける方向で検討するよう指導されたい。

外部監査の導入要請基準に該当する法人は、平成17年度決算ベースで16法人中7法人あるが、外部監査を受けている法人は1法人であり、このほか当該基準適用外の法人で外部監査を受けている法人が2法人ある。

大半の法人は、決算指導・会計相談を主な内容とした公認会計士等の指導を受けるにとどまっており、その中には、事業内容・会計規模を勘案すると、外部監査若しくはより広範囲な会計指導を受けることが望ましいと思われる法人もあるが、経費的な問題もあり、外部監査等を受けるよう積極的に法人を指導している主務課は見受けられなかった。

外部監査の導入や、公認会計士等による会計指導等の強化・充実を図るよう法人を指導されたい。

区 分	法人数
外部監査実施	3
公認会計士等による決算指導・会計相談等を実施	10
特に公認会計士等の専門家への指導を受けていない	3
計	16

(I) ホームページへの情報公開に向けた指導について（今回追加項目）

県が所管する公益法人のホームページによる情報公開の状況は「1 県が所管する公益法人に対する指導監督事務」の項に記載のとおりであるが、今回、監査の対象とした16法人について、平成19年1月末現在のホームページを確認したところ、情報公開が求められている資料が全て掲載されている法人が10法人あるものの、一部の資料のみの掲載にとどまっている法人が3法人、全く掲載していない法人が3法人ある。

ホームページ上で情報公開を速やかに行うとともに、最新の情報が公開されるようデータ更新にも配慮するよう、法人を指導されたい。

8 公舎、職員住宅等の管理運営（平成17年6月）

(1) 職員住宅の管理運営について

ア 今後のあり方について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

職員住宅を巡る状況の変化と課題を踏まえ、県全体として改めて職員住宅の現状を点検するとともに、今後の業務上の必要性や職員の福利厚生のあるあり方に留意しながら、現存の職員住宅それぞれについて、存続の要否、改修や建て替え投資の可否等の具体的方針を確立されたい。

(ア) 知事部局

職員住宅管理戸数（1,366戸）の見直しにより、新たな管理戸数を1,034戸とし、平成21年度末までに332戸を削減することとしており、これに伴い削減対象となった職員住宅への新規入居を平成19年4月1日以降停止している。また、今後も活用していく職員住宅については、計画的な改修（屋上防水、外壁補修、屋内外給水管改修等）を行うこととしている。

(イ) 知事部局（県立大学）

県立大学の教員を全国から公募するという特殊事情から、教員の受け入れ体制の一環として大学教職員住宅が整備されており、採用計画を見極めつつ、教職員の需要に応じた運用が図られている。

(ウ) 教育委員会

教職員住宅管理戸数（1,073戸）の見直しを行い、耐震診断で問題のある教職員住宅80戸については概ね5年を目途に廃止するとともに、入居率が50%を下回り、今後も入居が見込めない教職員住宅311戸についても概ね10年を目途に廃止を検討することとしており、残り682戸について活用を図っていくこととしている。

イ 既存ストックの有効活用について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

公舎、職員住宅等の空き情報を一元管理し、入居を促進していくためには管理部局を統一することも検討課題であると考えが、少なくとも管理部局間で十分な連携を行われたい。

また、職員住宅については、全体として老朽化していることに加えて、狭隘であることが入居率低下の要因の一つであると考えられるので、狭隘な職員住宅については、入居人数により2戸貸しを認めることや、職員住宅に空き棟が生じた場合、老朽化が進む警察職員待機宿舎の代替として利用できるものについては、積極的に転用を図ることも一つの活用方策であると考え。貴重な財産である既存ストックの有効活用のため、今後とも創意工夫に努められたい。

なお、整備方針の策定とも連動するが、地域別の必要戸数を上回るものについては、廃止、転用、売却等を計画的に行われたい。

(ア) 知事部局

教職員住宅、企業庁職員住宅との相互乗り入れ、公舎入居対象職員の職員住宅への入居等、他の公舎、職員住宅の管理部局との連携及び調整に努めており、また、キャリアアップ・プログラム嘱託員の入居を平成18年度から認める等、入居要件の緩和が図られている。更に、既存ストックの有効活用のため、定期的に職員住宅の空き情報を県庁W A Nに掲載し、周知に努めている。

(イ) 知事部局（県立大学）

大学教職員住宅の入居率を維持するため、学内メール等により空き情報の周知を図っているほか、世帯用住宅の空き状況に応じて単身者を入居させる等により、有効活用に取り組んでいる。

(ウ) 教育委員会

空き情報や教職員住宅紹介を県庁W A Nに掲載するとともに、世帯用教職員住宅への単身者の入居、A L T（外国語指導助手）等の非常勤嘱託員等の入居により、有効活用に取り組んでいる。

有効活用状況（実戸数）

（平成18年10月1日現在）

区 分	他管理部局職員の入居	公舎対象職員の入居	非常勤嘱託員等の入居	世帯用の単身者入居	2戸貸し	計
知事部局 (県立大学を除く)	58	9	3	9	0	79
県立大学	0	0	0	21	0	21
教育委員会	9	5	79	323	1	417
計	67	14	82	353	1	517

(注) から に該当しかつ に該当する場合は、 から に計上した。

(2) 公舎等の管理運営について

ア 事業用公舎について

(ア) 新たに設置する際の留意点

【留意・改善を要する事項（要旨）】

県有事業用公舎の新たな設置に当たっては、事業用公舎を設置する時点での事務又は事業の必要性のみで判断するのではなく、一度事業用公舎を設置すれば建物そのものは長く存在することから、中・長期的な事務又は事業上の必要性、言い換えれば、将来的にも、事業用公舎としての設置を必要とするか、事務、事業の管理上職員を入居させ続ける必要があるのかを十分考慮の上、決定するとともに、ニーズが一時的な場合は、借り上げによる設置形態も含めて、慎重に決定されたい。

知事部局、企業庁とも現段階で新たな事業用公舎の設置計画はない。

なお、両部局とも、事業用公舎を設置する際は、長期的な展望をもって設置の必要性を十分考慮し、慎重に決定することとしている。

(1) 既存公舎の活用等

【留意・改善を要する事項（要旨）】

事業用公舎として活用が見込めないもの若しくは活用する必要がないものについては、管理を一元化した上で、汎用的な公舎、職員住宅等への転用等について検討するとともに、転用等による活用が見込めないものについては廃止・売却を検討されたい。

なお、事業用公舎全体としては老朽化が進んでいることから、将来、建て替えが検討課題となるが、その際には、事業用公舎の設置の必要性を改めて慎重に検討されたい。

a 知事部局

事業用公舎のうち活用が見込めない公舎又は活用する必要がない公舎は用途廃止を行い、転用、売却等について関係部局と調整を図っていくこととしている。

ダム等河川関係の事業用公舎（21戸中15戸入居）は緊急時の初動体制の確保に必要であることから用途廃止に向けた検討は行われていないが、関係職員が近隣に居住していることにより初動体制が確保されている場合は、関係職員以外の職員の入居（6戸）を認め、有効活用を図っている。

港湾関係の事業用公舎（5戸中1戸入居）についても、緊急時の初動体制の確保のため必要であるが、将来的には現公舎を用途廃止し、借上公舎で対応する方向で検討することとしている。

b 企業庁

事業用公舎（18戸中12戸入居）について、緊急時の初動体制が確保されている場合は、近接する水道事務所・利水事務所以外の職員の入居（4戸）を認め、有効活用を図っている。

なお、知事部局、企業庁とも現段階で建て替えを検討している事業用公舎はないが、建て替えを検討する場合は、必要性を十分に検討し、慎重に決定することとしている。

（注）戸数は、平成18年10月1日現在の数値である。

イ 個別の事業用公舎について

(ア) 警察職員待機宿舎

【留意・改善を要する事項（要旨）】

今後も必要性が継続すると判断される待機宿舎のうち、簡易耐震診断でE判定（耐震診断の一次診断において耐震補強が必要と判定）等を受けたものについて、早急に精密診断を行い、その結果に基づき、建て替え、補修の必要性を検討する等、適切な措置を講じられたい。

さらに、入居率が低下している原因の第一が古くて狭いことであることから、警察本部では狭小な住戸については2戸貸し等の方策も講じながら、計画的な建て替え、補修等を行っているが、今後とも入居率向上のため有効な方策を講じられたい。

(E判定を受けた待機宿舎：40か所中17か所)

E判定を受けた警察職員待機宿舎の精密診断は未実施であるが、警察署等の耐震化の進捗状況及び財政状況を勘案しながら、個々の待機宿舎の整備優先度を検討することとしている。

また、入居率向上対策として、狭小住宅の2戸貸し(128戸)、独身寮としての代替活用(30戸)を行うとともに、築20年を経過した待機宿舎について屋上防水、外壁塗装、排水管交換等の改修工事を計画的に実施し、住環境の改善に努めている。

(注)戸数は、平成18年10月1日現在の数値である。

(1) 病院局看護師宿舎、借上公舎

【留意・改善を要する事項(要旨)】

既存の看護師宿舎等の設置の必要性について、緊急時の要員確保の観点から見直しを行い、入居見込みのない県有看護師宿舎等については、廃止、転用を検討するとともに、借上看護師宿舎等については需給状況に柔軟に対応できるメリットを生かして、入居状況に対応した戸数まで解約するなどの措置を講じられたい。

なお、借上看護師宿舎等のなかには、建設時にマンション一棟借上げを所有者と合意しているものもあるが、建設後相当年数が経過したマンションもあることから、マンション所有者と鋭意協議を行う等、空き家のまま家賃を払い続けるというような不経済な支出の解消に最大限努められたい。

a 看護師宿舎

看護師宿舎の管理戸数は、医師公舎への一部転用等により減少しているが、入居率は53.5%と改善されていない。

なお、一棟借上げの看護師宿舎のうち、借上げ後約20年を経過している県立がんセンター一所管の借上公舎については、部分解約の措置等が行えるかどうかの検討を行っている。

看護師宿舎の管理戸数及び入居率

(各年度10月1日現在)

区分	平成16年度			平成18年度		
	管理戸数(a)	入居戸数(b)	入居率(b/a)	管理戸数(a)	入居戸数(b)	入居率(b/a)
県有	262	82	31.3 %	247	67	27.1 %
借上	297	227	76.4	276	213	77.2
計	559	309	55.3	523	280	53.5

b 医師公舎

医師公舎の管理戸数は、平成18年度以降、新規採用の臨床研修医等に対応するための既存の看護師宿舎からの転用等により増加したが、これに見合う入居がなかったこと等のた

め、入居率は74.6%から58.9%へ大幅に低下している。

医師公舎の管理戸数及び入居率

(各年度10月1日現在)

区 分	平成16年度			平成18年度		
	管理戸数(a)	入居戸数(b)	入居率(b/a)	管理戸数(a)	入居戸数(b)	入居率(b/a)
県 有	96	61	63.5 %	106	39	36.8 %
借 上	89	77	86.5	135	103	76.3
計	185	138	74.6	241	142	58.9

看護師宿舎及び医師公舎の有効活用に努められたい。このうち借上看護師宿舎等については、需給状況に応じた適切な戸数管理に努めるとともに、一棟借上げの宿舎については、部分解約等に向けた交渉、協議に鋭意取り組まれたい。

ウ その他の公舎について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

公舎のあり方については、公舎の現状を踏まえ、職員住宅のあり方の検討に併せて検討する必要があるが、当面は既存のストックについて、入居者の指定要件の緩和、世帯用への単身者の入居等、さらなる有効活用のため創意工夫に努められたい。

なお、公舎には1戸建てや小規模の公舎が多く、集合住宅よりも対応が容易であると考えられるため、老朽化し、長期にわたり空き家になっているものについては、設置の必要性等を点検し、廃止、転用、売却等を行われたい。

(ア) 知事部局

入居者の指定要件を緩和し、空き家となっている公舎に7級職員（県土整備部所管の公舎では7級以下の職員）の入居を認めるとともに、老朽化により入居の見込めない公舎（3戸）を用途廃止している。

(イ) 企業庁

入居者の指定要件を緩和し、空き家となっている公舎に6～7級の職員及び知事部局等の6級以上の職員の入居を認めるとともに、老朽化により入居の見込めない公舎（2戸）を用途廃止している。

(ウ) 病院局

医師公舎への入居要件を緩和し、臨床研修医の入居を認めており、45戸に入居している。

(エ) 教育委員会

現在空き家となっている公舎で、再入居に際して改修が必要な公舎等22戸を平成21年度を目途に順次用途廃止することとしており、平成17年度及び平成18年度で合計8戸の公舎を用

途廃止している。

なお、当面存続させる55戸についても平成22年度以降で存続について改めて検討することとしている。また、公舎の有効活用のためA L T等非常勤嘱託員の入居（20戸）、世帯用住宅への単身者の入居（20戸）等を行っている。

(オ) 警察本部

空き家となっている特定公舎で指定要件以外の者から入居希望がある場合、これを一般公舎に変更するとともに、長期間空き家で施設の老朽化により今後も入居が見込めない公舎（4戸）を用途廃止している。

（注）戸数は、平成18年10月1日現在の数値である。

(3) 公舎、職員住宅等の管理運営について（全体）

公舎、職員住宅等各々の措置状況等については、上記のとおりであるが、入居状況等を全体的にみると、既存ストックの有効活用に向けた諸対策は講じられているものの、前回の行政監査時点（平成16年度）の入居率75.0%と比較して、平成18年度は70.6%（当面の廃止決定分を除いた入居率：73.6%）であり、依然として入居率は低下している。

今後とも、管理戸数のさらなる見直しを進めるとともに、既存ストックの一層の有効活用に努められたい。

管理戸数及び入居率（各年度10月1日現在）

区 分	平成16年度			平成18年度					
	管理戸数 (a)	入居戸数 (b)	入居率 (b/a)	管理戸数 (a)	うち 廃止 決定 戸数	入居戸数 (b)	うち廃 止決定 住宅等 への入 居戸数	入居率 (b/a)	入居率(廃 止決定分 を除く)
職 員 住 宅	2,566	2,019	78.7%	2,558	416	1,856	126	72.6%	80.8%
公 舎	500	382	76.4%	543	13	362	1	66.7%	68.1%
事 業 用 公 舎	3,277	2,358	72.0%	3,241	2	2,258	0	69.7%	69.7%
計	6,343	4,759	75.0%	6,342	431	4,476	127	70.6%	73.6%

有効活用状況（実戸数）（平成18年10月1日現在）

区 分	職員住宅	公舎	事業用公舎	計
1 入居資格（要件）の緩和による活用	163	90	48	301
2 世帯用住居への単身者の入居による活用	353	23	34	410
3 既入居世帯への2戸貸しによる活用	1	0	128	129
計	517	113	210	840

（注）区分1、2とも該当する場合は、1に区分した。

(4) 公舎・職員住宅等の管理の個別課題について

ア 財産の使用に伴う料金について

(ア) 駐車場使用料の徴収

【留意・改善を要する事項（要旨）】

知事部局及び企業庁の職員住宅等で、住宅敷地内に駐車しているにもかかわらず、駐車場使用料を徴収していないものがあつた。

該当する住宅の管理者は、早急にその状態を改善すべきであり、現在駐車している自動車については駐車場としての許可を行うとともに、駐車場使用料を徴収されたい。

a 知事部局

職員住宅敷地内に駐車スペースがあると思われるのに駐車場使用料を徴収していない職員住宅について駐車状況を調査したところ、10か所の職員住宅敷地内での駐車の実事が確認された。

段階的に駐車場として整備したうえ、駐車場使用料を徴収する方針のようであるが、現に公有財産が駐車場として私的に利用されている実態と、事実上車庫として利用されることにより「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に抵触するおそれもあることから、駐車場として使用許可をし、使用料を徴収されたい。

b 企業庁

駐車場使用料を徴収していなかった2か所の公舎については、平成17年7月及び8月に駐車場の使用許可を行い、駐車場使用料を徴収している。

(イ) 使用料面積への専用物置面積の算入

【留意・改善を要する事項（要旨）】

知事部局及び病院局の職員住宅等で、各戸に物置が用意されているが、その面積が使用料の算定面積に含まれていないものがあつた。

これらの専用物置については、その必要性を考慮して公費で設置されたものであり、入居者が使用する、しないにかかわらず、入居者の専有面積が増えているものと考えべきであり、使用料の算定面積に含め、使用料を徴収されたい。

a 知事部局

物置が設置されている職員住宅を調査したところ、入居者の専用物置として使用されていると思われる職員住宅が4か所あつたが、いずれも使用料算定面積には含まれていない。

公舎と同様、使用料算定面積に含め、使用料を徴収されたい。

b 病院局

平成18年4月から専用物置面積を使用料算定面積に含め、使用料を徴収している。

(ウ) 空調機利用料の徴収

【留意・改善を要する事項（要旨）】

病院局公舎等管理規程に空調機利用料の徴収規定がないことから、空調機利用料の徴収が行われていないので、方針を検討されたい。

県有公舎に設置されている空調機は設置時期が古く、減価償却期間を経過していること、借上宿舎については、知事部局においても空調機使用料を徴収していないことから、現時点では徴収しないこととしている。

イ 財産管理について

(ア) 施設の適切な維持管理

【留意・改善を要する事項（要旨）】

職員住宅や事業用公舎において、耐震診断の一次診断においてE判定とされたものや、一部の病院局公舎において、外壁や階段のコンクリートが激しく剥落し、鉄筋が露出しているものがあった。

予算上の制約から必要な修繕を実施できないことが考えられるが、公有財産としての管理の必要性を十分に判断した上で、必要なものは修繕等を実施し、適切な維持管理に努められたい。

a 知事部局

特に老朽化が著しい職員住宅（4か所）は廃止することとし、平成19年4月以降新規入居を停止している。

b 知事部局（県立大学）

耐震診断（一次診断）の結果、E判定を受けている教職員住宅（1か所）については、今後二次診断を受け、その結果を踏まえて対応を検討することとしている。

c 病院局

耐震診断（一次診断）の結果、E判定を受けている看護師宿舎（2か所）については、病院の建て替え等整備計画に併せて検討することとしている。

また、コンクリートの剥落している公舎については、倉庫に用途変更を行っている。

d 教育委員会

耐震診断（一次診断）の結果、E判定を受けている教職員住宅（2か所）については、平成18年度に募集を停止している。

(イ) 法令（消防法）の遵守

【留意・改善を要する事項（要旨）】

防火管理者が未選定で消防署への報告がなされていないものが複数あった。
消防法の規定に従い、早急に防火管理者の設置等を行われたい。

消防法に基づき防火管理者の設置が義務づけられている公舎・職員住宅（家族を含む入居者50人以上）について防火管理者の設置状況及び消防訓練の実施状況を確認したところ、平成18年10月1日現在、49か所中14か所の公舎・職員住宅において消防署へ防火管理者の選任届が提出されておらず、また、平成17年度で消防訓練を実施していない公舎・職員住宅が21か所ある。

防火管理者が異動等により転居した場合は、速やかに後任の防火管理者を選任するとともに、消防法の定める消防計画に基づき消防訓練を実施するよう指導されたい。

防火管理者選任届出及び消防訓練実施状況

区 分		箇所数	選任届出 未提出	消防訓練 未実施
知事部局	職員住宅	13	11	2
	公舎	1	0	1
	事業用公舎	2	0	0
企業庁職員住宅		1	1	1
教育委員会教職員住宅		4	0	0
警察本部事業用公舎（独身寮・待機宿舎）		28	2	17
計		49	14	21

（注）箇所数は、防火管理者設置ベースで記載した。

(ウ) 入居者に対する適切な指導

【留意・改善を要する事項（要旨）】

県が居住環境の向上を図るため整備した植栽が枯れたり、入居者によって駐車場バリカーが破損されながら補修されないままになっているなど、入居者による環境保全が不十分な知事部局職員住宅があった。

住宅管理者として、入居者に対し、居住環境の保全について、適切な指導に努められたい。

前回留意・改善を求めた職員住宅に係るその後の措置状況について現地確認をしたところ、バリカーは撤去され、手動式の蛇腹が設置されているが、常に開け放たれた状態のままとなっており、雑草の手入れも行われていない。

職員住宅の居住環境を良好に維持することは、入居者として当然の義務であることから、入居者に対し、なお一層指導に努められたい。

平成5年以降8テーマについて行政監査を実施し、効率的、効果的な行財政運営の観点から事務事業の問題点を指摘し、改善を求めてきたところであり、その結果、概ね適正な措置が講じられているが、未だ十分な対応が図られていないものについては、早急に所要の措置が講じられるとともに、厳しい財政環境の中、行財政運営の一層の効率化に努められることを望むものである。

第5 特定監査項目の監査結果

特定監査項目 1 貸付金債権の管理と償還事務

1 テーマ選定の趣旨

平成5年2月の行政監査報告「貸付金に係る事務事業」では、収入未済の解消に向けた取組を推進するよう留意・改善を求めたところであるが、本県における貸付金償還金の収入未済額は、県税及び県税に付随する税外収入を除くと、収入未済総額の7割近くを占めている。平成17年度は前年度と比較して若干減少したものの、なお64億円近い多額の収入未済を抱える状況となっていることから、貸付金債権の管理と償還事務について検証した。

(表1) 平成17年度末における収入未済額の状況(県税及び県税に付随する税外収入を除く。)(単位:円)

区 分	平成17年度	(全体に占める割合)	平成16年度	比較増減()
貸付金償還金	6,367,412,098	(66.8%)	6,402,471,943	35,059,845
その他(県営住宅使用料等)	3,167,382,196	(33.2%)	2,966,615,798	200,766,398
合 計	9,534,794,294	(100.0%)	9,369,087,741	165,706,553

2 監査対象

平成5年2月の行政監査報告「貸付金に係る事務事業」において収入の促進を求めた貸付金のうち、平成17年度末における収入未済額等の状況を勘案して、 中小企業高度化資金 地域改善対策奨学資金 母子寡婦福祉資金 中小企業設備近代化資金 の4資金を対象とした。

3 4資金の収入未済の状況

4資金の平成17年度末における収入未済額は5,833,918,437円で、貸付金償還金の収入未済額全体の91.6%を占めており、このうち中小企業高度化資金だけで全体の76.0%を占めている。

(表2) 行政監査実施当時(平成3年度末)と平成17年度末との収入未済額比較(単位:円)

区 分	平成3年度		平成17年度	
	収入未済額 (a)	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額 (b)	調定額に対する収入未済額の割合
中小企業高度化資金	4,604,977,745	55.7 %	4,838,790,313	58.0 %
地域改善対策奨学資金	19,617,500	11.3	722,797,770	66.9
母子寡婦福祉資金	157,048,736	36.5	236,740,861	44.4
中小企業設備近代化資金	63,830,626	3.9	35,589,493	56.5
合 計	4,845,474,607	46.1	5,833,918,437	58.3

(注) 1 中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金には違約弁償金等を含む。

2 中小企業設備近代化資金は平成11年度をもって新規貸付を終了している。

4 監査結果

以下、留意・改善を求める事項を、貸付金に共通する「共通事項」と貸付金ごとの「個別事項」に分けて記載する。

(1) 共通事項

ア 収入未済への対応

(ア) 適切な初期対応

収入未済対策としては、未納が発生した時点で速やかに債務者の状況を把握し、その状況に応じた対策を迅速に講じることが肝要であるが、必ずしも適切に初期対応がなされていない。

特に、地域改善対策奨学資金及び母子寡婦福祉資金にあっては、収入未済が新規に発生しているにもかかわらず、督促状や催告書の送付にとどまり、債務者の生活状況等の把握に基づく償還活動が速やかに行われていないケースが多く見受けられた。

収入未済発生時の初期対応を適切に行われたい。

(イ) 債権分類に基づく収入未済債権の適正な管理

限られた人的資源を有効に活用し、効率的に収入未済の解消を図っていくためには、債権の回収可能性に着目した適切な債権分類とこれに基づく償還活動が求められるが、特に、地域改善対策奨学資金及び母子寡婦福祉資金にあっては、適切な債権分類に基づいた債権管理方針の策定、同方針に基づく訪問等償還活動計画の策定と進行管理が組織的になされていない。

例えば、母子寡婦福祉資金債権では、滞納月数により、A（3月以上滞納者）、B（6月以上の滞納者）、C（1年以上の滞納者）に分類しているが、滞納月数の長短と債権の回収可能性は別次元の問題であり、適切な債権分類とはいえない。

債務者等の生活実態等を的確に把握した上で、債権の回収可能性に着目した適切な債権分類に基づき、回収可能性の高い債権に対し重点的にアプローチを図るなどにより、効率的で効果的な償還事務に努められたい。

(ウ) 弾力的な償還体制の構築

債務者（連帯保証人を含む。）が働いている場合、職員が勤務時間内で行う償還活動では、債務者に接触できていないケースが多く生じている。

例えば、母子寡婦福祉資金における修学資金の場合、債務者の多くは就労しており、償還活動の記録を見ても、訪問不在、電話不在が続いており、債務者の生活実態の把握が困難な実情が伺える。

償還活動に従事する職員（非常勤嘱託員を含む。）について、償還促進月間等における土日、夜間の償還活動を含めた弾力的な償還体制の構築に努められたい。

(I) 償還事務担当者の経理員発令

債権の回収活動を行うに当たっては、税金の徴収と同様、償還金を現金で収受できるようにしておくことが必要であるが、償還活動に従事する職員（非常勤嘱託員を含む。）を財務規則第3条の経理員に任命していないため、債務者宅等を訪問しても直接現金を収受することができず、そのため後日納付書を送付し、債務者が指定金融機関等で納付せざるを得ない状況となっている。

納付意欲のある時をとらえて的確に債権回収を図る必要があることから、償還事務担当者の経理員発令の是非について検討されたい。

イ 債権の管理

(ア) 不納欠損を行う場合の判断基準の策定

収入未済債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるとき等の場合は、財務規則第44条の規定に基づき不納欠損を行うこととなる。

平成17年度における4資金の不納欠損の状況をみると、消滅時効が完成したことをもって債務者の所在不明等に関係なく直ちに時効の援用があるものとみなして不納欠損を行っているもの（地域改善対策奨学資金）、不納欠損できる要件を極めて限定的にとらえ、消滅時効の完成後も事実上債務者の無資力状態が続いているにもかかわらず長期間にわたって不納欠損を行っていないもの（母子寡婦福祉資金）、債務者からの消滅時効の援用の申し出を受けて不納欠損を行っているもの（中小企業設備近代化資金）がある等、各資金で不納欠損の取扱いが異なっている。

これは、財務規則が規定する「援用する見込みがあるとき」が具体的にどのような場合を指すのかが示されていないため、各部局、各課・事務所においてそれぞれの判断基準で不納欠損を行っていることによる。

消滅時効の援用の見込みがある場合の判断基準を策定し、これに基づき債権の整理を進められたい。

(表3) 4資金に係る不納欠損の状況（平成17年度）（単位：円）

区 分	不納欠損額	不納欠損事由
中小企業高度化資金	74,690,708	消滅時効の援用の見込みによる
地域改善対策奨学資金	2,147,000	同上
母子寡婦福祉資金	3,353,463	債務者死亡、保証人自己破産等による
中小企業設備近代化資金	5,884,713	消滅時効の援用による
合 計	86,075,884	

(注) 中小企業設備近代化資金には違約弁償金を含む。

(イ) 不納欠損を行った場合の債権の管理方法

財務規則第44条第1項第1号（消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき）及び第2号（債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき）の規定に基づき、貸付金債権等私法上の債権について不納欠損を行っても、法的に債権という権利を放棄するものではないことから、債権は消滅せず、何らかの形で債権を管理していく必要がある。

債務者が消滅時効の援用をする見込みがあること等を理由に不納欠損を行った場合における4資金の債権管理方法は、次の2つに分かれており、取扱いが異なっている。

a 不納欠損額を債権現在高簿（注）に繰り入れて、弁済期が到来していない本来の債権と不納欠損を行った債権とを同じ簿冊で管理しているもの
（中小企業高度化資金、地域改善対策奨学資金及び中小企業設備近代化資金）

b 不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れず、別に管理しているもの（母子寡婦福祉資金）

（注）「債権管理事務の取扱いについて」（昭和41年3月23日会第118号、出納長、総務部長通知）によると、債権現在高簿により記録管理する債権は「発生した債権額の全部又は一部の弁済時期が翌年度以降となる債権」とされている。

私法上の債権を消滅時効の援用の見込みあり等として不納欠損を行った場合の債権の管理方法について検討されたい。

（表4）消滅時効の援用の見込みがあること等を理由に不納欠損を行った債権の管理状況（平成17年度末現在）
（単位：円）

区 分	債権現在高簿上の債権額 (a)	(a)に含まれる平成17年度までの不納欠損額累計 (b)	不納欠損額を除く債権額 (a-b)	債権の管理方法
中小企業高度化資金	55,759,600,457	1,406,279,457	54,353,321,000	不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れて管理
地域改善対策奨学資金	4,194,257,110	13,609,000	4,180,648,110	同上
母子寡婦福祉資金	2,562,362,531	0	2,562,362,531	不納欠損額16,134,483円（平成17年度までの累計）は債権現在高簿に繰り入れず、別に管理
中小企業設備近代化資金	22,489,000	1,519,000	20,970,000	不納欠損額を債権現在高簿に繰り入れて管理
合 計	62,538,709,098	1,421,407,457	61,117,301,641	

(2) 個別事項

ア 中小企業高度化資金

中小企業高度化資金とは、中小企業の振興に寄与することを目的として、中小企業者が他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金を貸し付けるための資金である。

(ア) 収入未済の状況

中小企業高度化資金の平成17年度末における収入未済額は4,838,790,313円で、この内訳は下表のとおり、地域改善対策高度化資金貸付金ほか6貸付金と違約弁償金及び貸付金利子であり、収入未済額の96.9%は滞納繰越分である。

(表5) 中小企業高度化資金の平成17年度末における収入未済の状況 (単位：円)

区 分	収入未済額		区 分	収入未済額	
地域改善対策高度化資金貸付金	現年度分	0	小売商業店舗等共同化資金貸付金	現年度分	23,076,000
	滞納繰越分	1,974,501,409		滞納繰越分	73,067,000
	計	1,974,501,409		計	96,143,000
工場共同化資金貸付金	現年度分	15,059,000	企業合同資金貸付金	現年度分	0
	滞納繰越分	962,520,000		滞納繰越分	28,150,753
	計	977,579,000		計	28,150,753
共同施設資金貸付金	現年度分	100,217,000	高度化資金違約弁償金	現年度分	0
	滞納繰越分	533,383,100		滞納繰越分	561,278,874
	計	633,600,100		計	561,278,874
小売商業等商店街近代化資金貸付金	現年度分	0	高度化資金貸付金利子	現年度分	13,231,188
	滞納繰越分	278,723,907		滞納繰越分	105,062,082
	計	278,723,907		計	118,293,270
産地知識集約化資金貸付金	現年度分	0	合 計	現年度分	151,583,188
	滞納繰越分	170,520,000		滞納繰越分	4,687,207,125
	計	170,520,000		計	4,838,790,313

(イ) 長期延滞債権の整理

中小企業高度化資金の収入未済額の40.8%を占めているのが地域改善対策高度化資金貸付金であり、収入未済額1,974,501,409円は全て滞納繰越分である。

収入未済となっている地域改善対策高度化資金貸付金は、いずれも昭和40年代後半から昭和50年代初めにかけて協業組合に対して貸し付けされたものであり、なかには担保資産も競売済みで組合の実態を有しなくなっているものもある。

長期延滞債権について、担保の処分、連帯保証人への徴求の可能性を踏まえ、債権管理審査会の審査を経て債権の整理を進められたい。

(ウ) 償還条件を変更した債権の管理

中小企業高度化資金の債務者が災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により貸付金の償還を行うことが著しく困難であると認められるときは、貸付契約の条件を変更することにより償還を猶予しており、具体的には当年度の償還金の額を減じ、その減じた金額を翌年度以降最終償還期限までの各年度の償還予定額に上積みしている。

中小企業高度化資金でこれまでに貸付条件を変更したものは、平成18年5月末現在、工場等集団化資金貸付金ほか5貸付金で、貸付件数で22件、貸付金残高で19,791,757,000円ある。

貸付条件を変更をした全ての債権が将来不良債権化するものではないが、償還を行うことが著しく困難であることを理由に貸付条件の変更をしていることから、債務者の経営状況等を定期的に把握し、経営等に関する指導を継続的に実施する等、適切な債権管理に意を用いられたい。

(表6) 中小企業高度化資金貸付金のうち条件変更案件(平成18年5月末現在) (単位:円)

区 分	件数	貸付金額	償還済額	貸付残高
工場等集団化資金貸付金	3	13,767,057,000	2,114,283,000	11,652,774,000
小売商業店舗等共同化資金貸付金	5	4,386,391,000	861,766,000	3,524,625,000
企業合同資金貸付金	2	1,910,619,000	23,000,000	1,887,619,000
商店街整備等支援資金貸付金	3	2,817,826,000	1,022,611,000	1,795,215,000
小売商業等商店街近代化資金貸付金	8	729,949,000	19,138,000	710,811,000
工場共同化資金貸付金	1	734,400,000	513,687,000	220,713,000
合 計	22	24,346,242,000	4,554,485,000	19,791,757,000

(I) 担保の設定・評価のあり方

貸付金債権を保全するためには、担保の設定と評価が重要であるが、県が定めた「中小企業高度化資金における担保設定等運用基準」では、例えば、建物が貸付対象となった場合、当該建物に取得価額の90%で評価した金額の抵当権を設定している。

また、貸付対象施設のための担保で充足できない場合は、貸付対象外施設に担保を設定することとしており、土地の場合は当該土地の固定資産税評価額ではなく、当該土地近くの公示地又は基準地の1平方メートル当たりの価格で評価することとしている。

これらの担保評価は金融機関等が行う担保の評価とはかけ離れており、債務者の事業の破綻等により約定償還が困難となった場合、担保を処分しても貸付金債権を回収できないおそれもある。

貸付金債権の保全のため、担保の設定・評価のあり方について検討されたい。

(表7) 県が定めた担保財産の評価基準

区 分	貸付対象施設	貸付対象外施設
土 地	取得価額の100%	公示価格又は基準地価格 - 先順位抵当権債権額
建 物	取得価額の90%	固定資産税評価額 - 先順位抵当権債権額
設 備	取得価額の70%	

(オ) 連帯保証人に対する適期の調査

債務者の破産等により担保物件の競売が行われ、なお債権が存在する場合は、連帯保証人に債務の弁済を求めていくことになるが、担保物件の競売後、速やかに連帯保証人に対する資力調査等が行われていないものが散見された。

債権の回収可能性を判断し、債権回収を進めるためにも、連帯保証人に対する適期の調査に努められたい。

イ 地域改善対策奨学資金

地域改善対策奨学資金とは、地域改善対策事業の対象地域に居住する同和関係者の子弟の修学を奨励し、有為な人材を育成することを目的として、高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学している者で、経済的な理由により修学が困難な者に対し貸し付けるための資金である。

(ア) 収入未済の状況

地域改善対策奨学資金の平成17年度末における収入未済額は722,797,770円で、その内訳は、大学奨学資金貸付金返還金で304,621,700円、高校奨学資金貸付金返還金で418,176,070円となっている。

収入未済額の82.3%は滞納繰越分であるが、現年度分においても調定額の3割近くが収入未済となっている。仮に、平成17年度末の債権現在高4,180,648,110円（債権現在高簿に繰り入れられている不納欠損額13,609,000円を除いている。）に対し、このままの収入未済割合（28.8%）で推移すれば、12億円を超える貸付金返還金が将来収入未済となり、平成17年度末現在の収入未済額と合わせると、収入未済額は19億円を超えることも予測される。

(表8) 地域改善対策奨学資金の平成17年度末における収入未済の状況 (単位:円)

区 分	収入未済額		調定額に対する収入未済額の割合
	現 年 度 分		
大学奨学資金貸付金返還金	現 年 度 分	66,652,200	21.6%
	滞 納 繰 越 分	237,969,500	91.6
	計	304,621,700	53.6
高校奨学資金貸付金返還金	現 年 度 分	61,070,030	44.9
	滞 納 繰 越 分	357,106,040	95.0
	計	418,176,070	81.7
合 計	現 年 度 分	127,722,230	28.8
	滞 納 繰 越 分	595,075,540	93.6
	計	722,797,770	66.9

(イ) 債務者が異動した場合の債権の管理方法

債権は、借受人（奨学資金貸付金により修学した者）が貸付金の申請をした教育事務所が管理することとなっていることから、卒業後、就職等により申請時点の居所から異動した場合も、引き続き当該教育事務所が債権の回収に当たっている。

この結果、但馬教育事務所で貸付金の貸与を受け、阪神間で就職し、居住している場合も、但馬教育事務所が債権の回収に当たることになり、借受人に対する償還活動は文書による催告が中心とならざるを得ない。

償還活動を実効あるものとするため、借受人及び連帯保証人（法定代理人）の償還実態等を勘案の上、本庁・教育事務所間及び教育事務所相互間での一層の連携を図り、より効率的な管理方法を検討されたい。

(ウ) 訪問等による償還活動の推進

人権教育課は「地域改善対策奨学資金返還指導の進め方について」等の償還指導マニュアルを作成し、平成17年6月には「地域改善対策奨学資金返還事務への取組について」を教育事務所に通知しているが、教育事務所における償還活動への取組は文書による納付督促が中心で、年2回の返還促進月間を除いて、訪問等による調査・償還活動はほとんど行われていない。また、返還促進月間における取組のフォローも不十分であり、償還事務が効果的、効率的に行われていない。

年間を通じた計画的な訪問等調査活動を行い、償還活動に積極的に取り組まされたい。

(I) 連帯保証人へのアプローチの推進

借受人及び保護者（貸与決定時点での法定代理人）から奨学資金が返還されない場合、上記の「返還指導の進め方」によると、連帯保証人（第三者）へのアプローチとして、「滞納者

を精神的に支え、返還の意欲を培ってくれるよう依頼するとともに、連帯保証人としての返還義務への自覚を促す」文書を配付することとしているが、配付の時期は教育事務所に任されている。

このため、教育事務所における連帯保証人へのアプローチは様々であり、平成17年度において文書配付を行っていない教育事務所もある。

連帯保証人にアプローチした結果、奨学資金の分納のあった教育事務所もあるので、連帯保証人へのアプローチを推進されたい。

(オ) 奨学資金返還金収納促進専門員（非常勤嘱託員）の配置効果の検証等

平成18年10月から、東播磨教育事務所と中播磨教育事務所に各々2名の奨学資金返還金収納促進専門員（非常勤嘱託員）が配置され、戸別訪問及び電話による返還督促等の業務を行っている。

収納促進専門員の配置効果を検証した上で、多額の収入未済を抱えている他の教育事務所への配置について検討されたい。

ウ 母子寡婦福祉資金

母子寡婦福祉資金とは、母子及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、事業の開始、児童の修学等に必要な資金を貸し付けるための資金である。

(ア) 収入未済の状況

母子寡婦福祉資金の平成17年度末における収入未済額は236,740,861円で、収入未済額の86.4%は滞納繰越分である。

貸付金の償還事務は、本庁児童課と健康福祉事務所で行っているが、健康福祉事務所が償還指導を行っている市（神戸市と姫路市を除く。）在住の母子寡婦世帯の収入未済額が収入未済額全体の79.6%を占めている。

(表9) 母子寡婦福祉資金の平成17年度末における収入未済の状況 (単位:円)

区 分			収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合
現年度分	県健康福祉事務所 取扱分	市在住者	29,341,284	11.2%
		町在住者	975,598	2.9
	本庁取扱分		1,991,240	18.9
	計		32,308,122	10.6
滞納繰越分	県健康福祉事務所 取扱分	市在住者	159,012,959	88.2
		町在住者	3,694,189	84.8
	本庁取扱分		41,725,591	97.1
	計		204,432,739	89.8
合 計	県健康福祉事務所 取扱分	市在住者	188,354,243	42.6
		町在住者	4,669,787	12.1
	本庁取扱分		43,716,831	81.7
	計		236,740,861	44.4

(イ) 貸付権限と債権回収責任の一体化

母子寡婦福祉資金の債権(償還期日未到来債権と収入未済債権)の管理は本庁児童課で行っており、健康福祉事務所では母子寡婦福祉資金の貸付事務及び償還指導事務(神戸市、姫路市及び県外在住者分は本庁児童課で実施)を行っている。

したがって、健康福祉事務所が母子寡婦福祉資金の償還指導事務に鋭意取り組み、償還の実績を上げたとしても、本庁が全体として管理する母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額の減少にはつながっても、健康福祉事務所の償還指導努力が成果として反映されない仕組みとなっている。

収入未済対策に責任を持って取り組んでいくためには、貸付権限と債権回収責任を一体化し、権限と責任の明確化を図ることが望ましいと考えるので、県民局への債権移管について検討されたい。

(ウ) 本庁児童課の償還事務のあり方

本庁児童課が償還事務を直接担当している神戸市、姫路市及び県外在住者に係る収入未済額は、43,716,831円であり、収入未済額全体の18.5%ではあるが、調定額に対する収入未済額の割合は81.7%と高く、県全体の調定額に対する収入未済額の割合44.4%に比べ大幅に上回っている。

ところが、児童課が行っている償還事務をみると、借受人に対し随時催告文書等を送付しているものの、訪問等による調査・徴収活動は十分行われていない。

児童課における償還事務のあり方を見直されたい。

(I) 市との連携の推進

平成15年4月に母子寡婦福祉法が改正され、市部における母子及び寡婦に対する相談等の業務は、県が設置する母子相談員から、市が設置する母子自立支援員（同法の改正により母子相談員から呼称変更）が担当することとなった。

これまで母子相談員が母子及び寡婦世帯に対する相談等の業務に併せて母子寡婦福祉資金の償還指導を行ってきたが、この制度改正により、収入未済額の大半を占める市部については、相談等の業務が分離され、貸付及び償還のみが県の業務となった。

このことから、母子寡婦福祉資金の償還促進のためには、市の母子自立支援員をはじめとした市の協力が不可欠であるが、市の協力には温度差が見受けられたり、市町合併により誕生した市の中には母子自立支援員による相談業務との連携が円滑に行われなかった結果、当該市に係る母子寡婦福祉資金の収入未済が件数、金額とも増加している事例も見受けられる。

償還指導事務に際し、市との連携の推進に意を用いられたい。

エ 中小企業設備近代化資金

中小企業設備近代化資金とは、中小企業の近代化を図ることを目的として、設備の近代化、合理化を行う中小企業者に対して機械設備の購入に必要な資金を貸し付けるための資金である。

なお、小規模企業者等設備導入資金助成法の改正に伴い、中小企業設備近代化資金の新規貸付は平成11年度をもって終了し、平成12年度からは県が(財)ひょうご産業活性化センターに小規模企業者等設備資金を貸し付けし、同センターがこれを原資として、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入のための資金の貸し付けを行っている。

(ア) 収入未済の状況

中小企業設備近代化資金及び違約弁償金の平成17年度末における収入未済額は35,589,493円（徴収停止分8,154,884円を含む。）であり、全額が滞納繰越分である。

(表10) 中小企業設備近代化資金の平成17年度末における収入未済の状況 (単位：円)

区 分	収入未済額			調定額に対する収入未済額の割合
			うち、徴収停止分	
設備近代化資金貸付金償還金	現年度分	0	-	0.0%
	滞納繰越分	29,835,330	7,723,330	81.9
	計	29,835,330	7,723,330	53.5
設備近代化資金違約弁償金	現年度分	-	-	-
	滞納繰越分	5,754,163	431,554	80.4
	計	5,754,163	431,554	80.4
合 計	現年度分	-	-	-
	滞納繰越分	35,589,493	8,154,884	81.6
	計	35,589,493	8,154,884	56.5

(イ) 延滞債権の整理

中小企業設備近代化資金の新規貸付は平成11年度をもって終了し、平成12年度以降は、平成11年度までに貸し付けした債権の償還事務のみとなり、約定償還も平成18年度までに1企業を除き全て終了したことから、今後は延滞債権の処理のみが課題となる。

貸付金償還金及び違約弁償金を滞納している企業の中には代表者の死亡等により企業実態がないことから徴収停止しているものもあるが、多くは破産し、担保となる資産もない状態となっている。

少額を分納中のものもあるが、債務者、連帯保証人の資力調査等を踏まえ、債権の整理に努められたい。

監査の結果は以上のとおりであるが、県の財政環境が依然として厳しい中、貸付金償還金の収入未済額は、平成17年度末現在で約64億円あり、県税等を除く収入未済額の7割近くを占めていることから、収入未済の債権回収の強化、新たな収入未済債権の発生防止と速やかな対応等が求められるところであり、今回の監査結果を踏まえて、貸付金債権の的確な管理と償還事務の一層の推進を望むものである。

特定監査項目 2 公の施設における防火管理体制

1 テーマ選定の趣旨

平成11年6月の行政監査報告「県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務」では、施設の管理運営事務の一環として、消防訓練の実施状況について検証し、一部の施設においては、消防法に規定する訓練の全部又は一部を実施していなかったことから、消防法に基づく適正な訓練を実施するよう留意・改善を求めたところである。

その後、平成13年に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を契機に改正された消防法（平成15年10月施行）では、「防火対象物定期点検報告制度」が創設されたほか、同法違反者への罰則が強化されるなど、利用者の安全確保に向けた法整備が行われている。

こうした現状を踏まえ、県民の施設利用における安全確保のため、公の施設において、消防法に基づく防火管理者の選任や消防訓練等の防火管理業務が適正に行われているかどうかの観点から検証した。

2 監査対象

前回監査の対象とした都市公園・文化・スポーツ施設から対象を広げ、消防法上の防火管理者選任が義務づけられている県の公の施設のうち、一般県民の利用に供される58施設を対象とした。

（（表2）「防火管理業務の実施状況」を参照）

3 監査結果

(1) 防火管理者の未選任等

消防法第8条第1項の規定により、防火対象物のうち、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象建物（消防法施行令別表第1（一）項から（十六の二）項及び（十七）項に該当する建物）の管理権原者は、防火管理講習の課程修了者等、一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、その者に消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行わせることになっている。

上記に該当する県の公の施設について、平成17年度から平成18年度（11月末現在）までの防火管理者の選任状況等を調査したところ、一部の施設において、次のような不適正な現状が見受けられた。

ア 防火管理者の未選任及び選任の遅延

前任の防火管理者が異動・退職となった場合、速やかに後任の防火管理者を選任する必要があるにもかかわらず、速やかに（3か月以内）選任されていない施設が8施設あり、中には、数年にわたり防火管理者が未選任であった施設が4施設ある。

イ 消防署への届出の遅延

新しく防火管理者を選任した場合は、速やかに所轄の消防署に届出することが義務づけられているが、速やかに（3か月以内）届出を行っていない施設が10施設あり、うち、6か月以上届出が遅延している施設が7施設ある。

防火管理者の選任に当たっては、防火管理講習の課程を修了するなどして、防火管理者としての資格を有することが前提となる。日頃から複数の有資格者を配置しておくなどの工夫を図り、前任者の異動・退職に際しても、円滑かつ速やかに新たな防火管理者の選任及び消防署への届出が行われるよう、適正に対応されたい。

(2) 消防訓練（消火、避難及び通報訓練）の未実施

消火訓練及び避難訓練は、特定防火対象物（注）においては、消防法施行規則第3条第11項の規定により、年2回以上実施し、非特定防火対象物（注）においては、消防法第8条第1項の規定により、消防計画に定める回数を実施することが義務づけられている。また、通報訓練については、消防法第8条第1項の規定により、特定・非特定いずれの防火対象物とも、消防計画に定める回数を実施することになっている。

（注）「特定防火対象物」とは、消防法施行令別表第1（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象建物で、収容人員が30人以上のものをいい、「非特定防火対象物」とは、それ以外の項に掲げる防火対象建物で、収容人員が50人以上のものをいう。（表3）を参照）

（例）「特定防火対象物」・・・貸会議室、ホール、宿泊施設等

「非特定防火対象物」・・・事務所、図書館、博物館・美術館等

（表1）実施すべき消防訓練の回数

区分	特定防火対象物	非特定防火対象物
消火訓練	年2回以上（消防計画に定めるべき回数も同左）	消防計画に定める回数
避難訓練	年2回以上（消防計画に定めるべき回数も同左）	消防計画に定める回数
通報訓練	消防計画に定める回数	消防計画に定める回数

平成17年度における3訓練の実施状況をみると、いずれの訓練も実施していない施設が6施設、消防計画に定める回数を満たしていない施設が36施設あり、双方を合わせると、監査対象とした施設（58施設）中、72.4%の施設が消防計画に定める訓練回数を満たしていない。

この他、訓練の参加者が少人数に留まり、入居団体等を含めた実効性のある訓練内容とは言い難いものや、敷地内に新たな防火対象物が設置されたため、消防計画を変更し、新たな防火管理体制を組織する必要があるにもかかわらず、消防計画が従前のまま変更されていない施設もある。

施設管理者や防火管理者が消防法令を的確に理解していない現状が見受けられたことから、消防法令の理解と遵守に一層努めるとともに、実効性のある消防訓練を適正に実施されたい。

(3) 防火対象物点検の未実施

平成15年10月施行の改正消防法（第8条の2の2第1項）により、一定の規模、用途、構造を有する防火対象物については、従前の消防設備点検とは別に、専門の点検資格者が特にソフト面（届出、消防計画、施設管理等）における防火管理体制を中心に点検し消防署へ報告する「防火対象物定期点検報告制度」が創設された。

今回監査対象とした58施設中、当該点検の対象となる施設は35施設あるが、消防法令を十分理解していなかったため、点検を行っていない施設が3施設ある。

速やかに当該点検と報告を行い、利用者の安全確保に努められたい。

(4) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分変更

施設に設置すべき消防設備のレベル等は、消防法施行令別表第1のどの項区分に該当するかにより決まることから、今回、公の施設側が消防署に届け出ている別表第1の項区分が施設の使用実態に則したものになっているかどうかについて調査したところ、現状の使用実態から見て、消防署に届け出ている項区分と合致しておらず、区分変更が必要な施設（3施設）が見受けられる。

施設の使用実態が消防署への届出と異なっている場合は、区分の変更を消防署と協議し、当該区分に対応した適切な消防設備を設置するとともに、当該区分に基づく適正な防火管理業務を実施されたい。

監査の結果は以上のとおりであるが、公の施設の管理運営に当たっては、消防法令のみならず様々な法令が利用者である県民の安全・安心との関わりを持っており、それらの遵守が求められるが、施設を所管する県当局や指定管理者において、法令遵守項目が十分理解されていないように見受けられるので、施設の管理上必要な法令遵守項目をリスト化し、これらをチェックすることにより施設の安全・安心がなお一層図られることを望むものである。

(表2) 防火管理業務の実施状況

No	施設名	施行令別表(同一敷地内に複数棟ある場合は主な防火対象物の用途区分で記載)	防火管理者選任等〔平成17年度及び平成18年度(11月末現在)までの状況〕		平成17年度消防訓練実施状況						防火対象物点検		消防法別表区分の変更を要する施設	
			防火管理者未選任期間 (3か月以上) は数年にわたり未選任	消防署への届出遅延 (3か月以上) は6か月以上遅延	実施回数			区分			対象	うち、未実施		
					消火訓練	避難訓練	通報訓練	3訓練とも未実施	消防計画に定める回数を満たしていない	適正				
1	丹波の森公苑	特定(16)イ			0	0	1							
2	但馬文教府	特定(1)ロ			2	2	1							
3	淡路文化会館	特定(16)イ			1	0	1							
4	西播磨文化会館	特定(1)ロ			1	1	1							
5	母と子の島	特定(5)イ			1	0	0							
6	東はりま青少年館	特定(16)イ			1	0	0							
7	尼崎青少年創造劇場	特定(1)イ			1	2	2							
8	県民会館	特定(16)イ			2	2	2							
9	芸術文化センター	特定(1)イ			1	1	1							
10	陶芸美術館	特定(16)イ			2	2	2							
11	ひょうご女性交流館	非特定(15)			1	0	1							
12	人と防災未来センター	非特定(8)			2	2	1							
13	のじぎく会館	特定(1)ロ			2	2	2							
14	こどもの館	特定(1)ロ			1	1	1							
15	兵庫県福祉センター	非特定(15)			0	0	0							
16	六甲保養荘	特定(5)イ			2	1	2							
17	但馬長寿の郷	特定(5)イ			2	0	1							
18	兵庫県こころのケアセンター	特定(16)イ			1	1	1							
19	障害者スポーツ交流館	特定(6)ロ			1	1	1							
20	産業会館	非特定(15)			0	0	0							
21	先端科学技術支援センター	特定(5)イ			2	2	2							
22	丹波年輪の里	特定(16)イ			1	1	1							
23	西はりま天文台公園	特定(5)イ			1	2	2							
24	東はりま時計の丘公園	特定(5)イ			0	0	0							
25	但馬全天候運動場	特定(1)ロ			1	1	1							
26	但馬ドーム	特定(1)イ			2	2	2							
27	兵庫県中央労働センター	特定(1)ロ			2	1	1							
28	姫路労働会館	特定(1)ロ			2	0	2							
29	淡路夢舞台(国際会議場、野外劇場)	特定(1)イ			0	0	0							
30	フラワーセンター	非特定(15)			1	1	1							
31	三木山森林公園	特定(1)イ			2	2	2							
32	明石公園	特定(16)イ			1	1	1							
33	舞子公園	非特定(16)ロ			1	1	1							
34	舞子公園(移情閣)	非特定(17)			1	1	1							
35	播磨中央公園	特定(1)イ			1	0	0							
36	淡路島公園(淡路ハイウェイオアシス)	特定(16)イ			0	0	0							
37	北播磨余暇村公園宿泊施設	特定(5)イ			0	0	0							
38	赤穂海浜公園	特定(16)イ			2	1	1							
39	明石西公園	特定(16)イ			1	0	1							
40	一庫公園	非特定(8)			0	0	2							
41	有馬富士公園	特定(16)イ			0	0	1							
42	淡路佐野運動公園	特定(1)イ			1	0	1							
43	三木総合防災公園	特定(16)イ			0	1	1							
44	南但馬自然学校	特定(5)イ			2	2	2							
45	嬭野台生涯教育センター	特定(1)イ			2	2	2							
46	図書館	非特定(8)			1	1	1							
47	美術館	特定(16)イ			1	1	1							
48	美術館(王子分館)	非特定(8)			1	0	1							
49	歴史博物館	非特定(8)			1	1	1							
50	人と自然の博物館	特定(16)イ			1	1	1							
51	海洋体育館	非特定(15)			1	1	1							
52	文化体育館	特定(1)イ			1	1	1							
53	総合体育館	特定(16)イ			2	2	2							
54	円山川公苑	非特定(16)ロ			1	1	1							
55	奥猪名健康の郷	特定(5)イ			2	2	2							
56	武道館	特定(1)イ			2	2	2							
57	兎和野高原野外教育センター	特定(5)イ			1	2	2							
58	木の殿堂	非特定(8)			1	2	2							
計	58施設			8	10	1	1	1	6	36	16	35	3	3

(表3) 防火対象物の用途区分(消防法施行令別表第1)

(注)太字ゴシック体:特定防火対象物

項	防火対象物の種類
一	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
二	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
三	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
四	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
五	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
六	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
	ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
七	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
八	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
九	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
十	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
十一	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
十二	イ 工場又は作業場
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
十三	イ 自動車車庫又は駐車場
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
十四	倉庫
十五	前各項に該当しない事業場
十六	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
十六の二	地下街
十六の三	建物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
十七	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物
十八	延長50メートル以上のアーケード
十九	市町村長の指定する山林
二十	総務省令で定める舟車

特定監査項目3 高額機器の契約関係事務

1 テーマ選定の趣旨

平成13年6月の行政監査報告「高額機器の取得、利用・管理」では、県立病院が原則全ての機器について競争入札を実施している一方、試験研究機関等においては、納入可能業者が1者に限定されることを理由とした随意契約が購入機器の83.7%を占める現状に鑑み、競争性等の確保に配慮した調達を行うよう留意・改善を求めたところである。

土木工事入札をはじめ、公共調達の分野での競争性等の確保に県民の関心が高まっており、物品の調達においても、一層の透明性、競争性の確保等が求められていることから、特に高額機器について、契約関係事務に着目し、競争性、透明性等の観点から検証した。

2 監査対象

平成17年度に購入した取得価額200万円以上の高額機器のうち、医療機械、理化学・計測機械、工作機械等177件を対象とした。

予算執行部局		監査対象件数	設置場所
本庁	健康生活部総務課	1	豊岡健康福祉事務所
	健康生活部西播磨リハビリテーションセンター整備課	30	西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院等
	産業労働部工業振興課	6	兵庫ものづくり支援センター播磨
かい	県立大学	10	同左
	工業技術センター	6	同左
	農林水産技術総合センター	1	同左
県立病院		119	同左
企業庁		4	東播磨利水事務所、猪名川広域水道事務所
合計		177	

(注) 1 本庁における入札関係事務は出納局管理課が実施している。

2 西播磨リハビリテーションセンター整備課の30件は、平成17年度において当該課が予算執行したもののうち、一般的に県立病院において使用されている医療機器を抽出している。

3 監査結果

以下、留意・改善を求める事項を、実施機関に共通する「共通事項」と実施機関ごとの「個別事項」に分けて記載する。

(1) 共通事項

ア 機種選定委員会の運営上の問題

物品の購入に際し機種を指定した場合、特定の業者に限定されることから、客観性、公正性を確保し、慎重な検討を行うため、出納長が定めた機種選定委員会運営要領(以下、「運営要領」

という。)により、機種選定委員会の設置が義務づけられている(複数メーカーの機種を選定した場合を除く。)

平成17年度における機種選定委員会の開催状況を調査したところ、次のような問題点が見受けられる。

(ア) 機種決定に至るまでの審議内容を議事録として整備しておくことは、実施機関の説明責任を果たす上で重要であり、運営要領でもその作成が義務づけられているが、各委員の発言内容等の記載がないもの

(イ) 運営要領によると、急施を要する場合以外は会議方式で実施すべきであるのに、購入機器全てについて持ち回りにより実施しているもの

(ウ) より性能の優れた後継機種が発売されているにもかかわらず、従来機種の性能で足りるとして後継機種との比較を行わないまま従来機種を選定しているもの

(エ) 過去に購入した機器と同一の機器を購入するに当たっても、機種選定の適正性等を検証する上であらためて機種選定委員会に諮るべきところ、機種選定委員会を開催することなく購入しているもの

一方、病院局(本庁)の機種選定委員会においては、各病院が購入しようとする1千万円以上の機器の機種選定が適切であるかどうかを評価するため、平成16年度から学識者(神戸大学医学部教授)への意見聴取を行い、客観性、公正性を確保するための工夫が図られている。

機種選定委員会は、形式的に開催されるものではなく、審議機関として実質的に機能させる必要があることから、運営要領に基づく適正・的確な運営に意を用いるとともに、必要に応じて外部の専門家の意見等を求められたい。

イ 仕様策定委員会運営要領の制定

WTO(世界貿易機関)政府調達協定に基づき、3,200万円以上の物品の調達については、原則として一般競争入札が適用され、機器についても機種を選定するのではなく仕様を策定することが求められている。

ところが、知事部局等においては、病院局の「県立病院仕様策定委員会設置要綱」のように、各部局が準拠すべき仕様策定委員会に係る統一的な設置規程が整備されていないため、仕様策定委員会を設置せず仕様を策定している部局や、独自で仕様策定委員会を設置している部局(工業技術センター)がある。

仕様策定も性能、条件の設定の仕方によっては、実質上1機種に限定されることも少なくなく、求める性能、条件が必要不可欠な最低限のものとなっているか等について、より客観的な見地から慎重な検討を加えることは、機種選定のみならず、仕様策定にあたっても必要な手続である。

知事部局及び企業庁にあっては、機種選定委員会運営要領と同様、統一要領を制定されたい。

ウ 複数機種の選定

機種の選定に当たり、1機種を選定したものは127件中122件（96.1%）にのぼり、複数機種の選定が依然として低調な現状となっている。

また、機種選定数の影響を落札率でみた場合、1機種選定の場合の落札率98.3%と比較して、2機種以上を選定した場合は93.7%と、低い落札率となっており、より競争性が図られている。

経済性の観点からみれば、複数機種の選定に優位性が認められることから、契約担当者は、可能な限り複数機種の選定に努められたい。

（表1）機種選定・仕様策定の状況（単位：件）

区 分	機種の選定（計127件）		仕様の策定	合 計
	1機種	2機種以上		
出納局 が入札 実施	健康生活部総務課	1		1
	西播磨リハビリ整備課		30	30
	工業振興課		6	6
県立大学	10			10
工業技術センター	2		4	6
農林水産技術総合センター	1			1
県立病院	105	5	9	119
企業庁	3		1	4
合 計	122	5	50	177
予定価格の合計（税込）（a）	千円 925,785	千円 40,077	千円 1,532,722	千円 2,498,584
落札価格の合計（税込）（b）	909,683	37,537	1,504,839	2,452,059
（落札率（b/a））	（98.3%）	（93.7%）	（98.2%）	（98.1%）

エ 仕様による入札の場合の留意点

出納局が仕様により入札を実施したもののうち、西播磨リハビリ整備課分30件（医療機械の仕様は同課が策定）についてみると、業者に提示する仕様書には想定機種1機種（30件中1件は2機種）を明記し、想定機種以外の機種で入札する場合には同等品協議を行わせる方法がとられている。

その結果、同等品協議は11件あったものの、想定機種以外で落札された2件を除き、28件が想定機種で落札されている。

仕様による入札を実施する場合にあっては、業者に対しては、調達機器に必要な性能、条件のみを提示することとし、必要があって想定機種を例示する場合は複数機種を例示する等、仕様による入札事務について配慮されたい。

オ 予定価格設定上の留意点

財務規則第85条第4項によると、予定価格は、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない」とされているが、業者から提示される見積価格は、予定価格決定の際の判断材料として大きな比重を占めている。

ところが、競争入札における見積書の徴収状況をみると、1者からのみ見積書を徴収している契約が143件と全体の88.8%を占めており、この143件中見積業者が落札業者となっているものが120件（83.9%）ある。また、出納局が執行した大半の契約では、業者からの見積価格をもって予定価格としている。

(表2) 競争入札における業者からの見積書徴収状況等 (単位：件)

区 分	1者から徴収 (a)	2者以上から 徴収	合 計 (A)	(a)のうち見積業者が落札業者となっているもの	
				(A)のうち見積価格をもって予定価格としたもの	
出納局	33	4	37	30	23
工業技術センター	4	1	5	3	3
農林水産技術総合センター	1		1	1	1
県立病院	105	9	114	3	93
企業庁		4	4		
合 計	143 (88.8%)	18 (11.2%)	161 (100.0%)	37	120

予定価格の設定は、契約金額に大きな影響を及ぼすことから、複数業者からの見積書の徴収、他機関における導入実績や取引実例調査を実施するなど、可能な限り広範に情報収集を行い、適切な予定価格の設定に努められたい。

(2) 個別事項

ア 県立大学

随意契約の適正な運用

県立大学以外の機関にあつては、機器の取得は原則競争入札によって行われているが、県立大学においては、前回の行政監査報告（平成13年度）以降も、機器の取得は1件を除きこれまで全て随意契約により行われている。

県立大学が行った随意契約の中には、納入可能な業者が県内に複数存在し、競争入札に付することが適当であるにもかかわらず、納入業者が1者に限られている証明とはならない業者提出の文書（例：「 社は、県立大学 学部における 機器の唯一の販売代理店である。」）を根拠に随意契約しているものがある。

随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する場合に限られていることから、県立大学にあつては、随意契約の適正な運用に努められたい。

(表3) 契約方式の状況

(単位：件)

区 分	一般競争入札	指名競争入札	随 意 契 約	合 計
出納局	4	33		37
県立大学			10	10
工業技術センター		5	1	6
農林水産技術総合センター		1		1
県立病院	9	105	5	119
企業庁		4		4
合 計	13 (7.4%)	148 (83.6%)	16 (9.0%)	177 (100.0%)

(注) 一般競争入札及び指名競争入札には、競争入札に付し落札者がいないときに行う不落随契を含む。

イ 出納局

競争性の確保

今回監査の対象とした機器の多くは指名競争入札によって調達されている。指名競争入札においては、できるだけ手続の透明性を高め、また、多くの者を入札参加者に指名することが適切と考えられるが、それは、このことによって、入札の公正さの確保と同時に、実質的な多数者の競争による経済的調達が期待されているためと考えられる。

医療機器の指名競争入札の状況を、電子入札を導入している出納局(西播磨リハビリテーションセンター)の実績で見ると、1契約当たりの指名業者数は多くなっているものの、応札者数は少なく、電子入札の導入による透明性・公正性の向上への先導的取り組みが、案件によっては、実質的競争性の向上につながっていない場合も見受けられる。

医療機器等、高額機器の契約事務に当たり、競争性の一層の確保に意を用いられたい。

(表4) 指名競争入札における医療機器の応札状況

(単位：件)

区 分	契 約 数 (a)	指名業者数 (b)	応札者数 (c)	1契約当たり 指名業者数 (b/a)	1契約当たり 応札者数 (c/a)
出 納 局	27	305	102	11.3	3.8

ウ 県立病院(病院局)

(ア) 機器の一括調達

平成17年度の県立病院の機器購入状況を見ると、複数の病院において上部消化管汎用ビデオスコープなど、同種の機器の購入実績が認められる。

同一年度において複数の病院が同種の機器を購入する場合、スケールメリットによる経済性を勘案し、本庁等において一括購入することを検討されたい。

(イ) 入札参加者審査会の一部未実施

契約予定金額が総額で1千万円以上である場合には、入札参加者審査会に諮る必要があるが、1品あたりの金額が少額であれば総額で1千万円以上であっても審査会への付議は不要と判断して審査会に諮っていない病院が見受けられる。

入札参加者審査会の適正な運営に努められたい。

エ 企業庁

機種選定委員会に諮る案件の範囲の拡大

企業庁では、水質検査機器購入機種選定評価委員会設置要綱を制定し、予定価格が1千万円以上の水質検査機器を購入するに当たり特定の機種に決定する場合は、機種選定委員会を開催しているが、水質検査機器以外の機器や1千万円未満の機器については、機種選定委員会に諮る案件の対象外となっている。

1千万円以上の水質検査機器に限らず、200万円以上の高額機器の取得については、機種選定委員会の対象とし、より公正で透明性のある機種選定を行われたい。

監査の結果は以上のとおりであるが、公共調達分野における競争性等の確保に県民の関心が高まる中、物品の調達に当たっても一層の透明性・競争性が求められているところであり、今回の監査結果を踏まえて、機器選定過程における透明性・公正性の確保に努めるとともに、常にコスト意識を持ち、調達における一層の競争性の確保に努められることを望むものである。

特定監査項目4 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」に基づく主務課の指導・支援

1 テーマ選定の趣旨

平成15年6月の行政監査報告「公益法人等に対する指導監督等について」では、県が出資等する公益法人等に対する主務課の会計面の指導監督に関して、平成14年10月に作成された「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を積極的に活用して、法人等に対する効果的な指導に努めるよう留意・改善を求めたところである。

今回の監査においては、マニュアルに基づく主務課の指導・支援が、実質上、平成15年度から行われていることに鑑み、主務課において、マニュアルを活用した団体に対する会計事務の指導・支援が適切かつ効果的に行われているかの観点から検証した。

2 監査対象

マニュアルの適用対象団体（県が定めている「県行政と密接な関連のある公社等の総合調整等に関する要領」に掲げる団体）のうち、平成18年度において監査委員が監査を実施した県の出資・出えん比率25%以上の団体を所管する主務課16課室（表1のとおり）を対象とした（所管団体数：16団体）。

（表1）監査対象とした主務課（16課室）

No	部局	主務課	所管団体名	No	部局	主務課	所管団体名
1	県民政策部	青少年課	(財)兵庫県青少年本部	9	県土整備部	用地課	兵庫県土地開発公社
2	企画管理部	自治情報課	(財)ひょうご情報教育機構	10		高速道路室 (現 道路計画課)	兵庫県道路公社
3	健康生活部	社会援護課	(社福)兵庫県社会福祉事業団	11		下水道課	(財)兵庫県下水道公社
4	産業労働部	科学振興課	(財)ひょうご科学技術協会	12		住宅計画課	兵庫県住宅供給公社
5		経営支援課	(財)ひょうご産業活性化センター	13		公園緑地課	(財)淡路花博記念事業協会
6		労政福祉課	(財)兵庫県勤労福祉協会	14		復興推進課	(財)阪神・淡路大震災復興基金
7		国際政策課	(財)兵庫県国際交流協会	15		復興支援課	(財)兵庫県住宅再建共済基金
8	農林水産部	林務課	(財)兵庫県営林緑化労働基金	16	教育委員会	体育保健課	(財)兵庫県体育協会

3 マニュアルを活用した主務課の指導・支援事務の流れ

(1) 主務課の役割

主務課は、マニュアルを活用し、以下の指導・支援を行うこととされている。

- ア 会計事務処理の点検及び指導・支援
- イ 予算編成時における点検及び指導・支援
- ウ 決算報告時における点検及び指導・支援
- エ 理事・監事等役員の機能強化に向けた支援

(2) 指導・支援の実施方法等

主務課は「会計事務」「予算」「決算」の3つの区分ごとに定められたチェックシートを使用して、団体の事務処理状況を点検し、事務処理上の改善に向けた指導・支援を行うこととしている。

また、主務課が各チェックシートにより行った点検結果については、そのポイントを具体的に記した総括表を作成し、主務課及び団体に備え付け、求めに応じてこれを開示することになっている。

なお、年1回以上定期的に公認会計士又は監査法人による外部監査を受けており、適正な事務執行が図られていると判断できる団体については、この指導・支援の対象から除外できていることとしている。

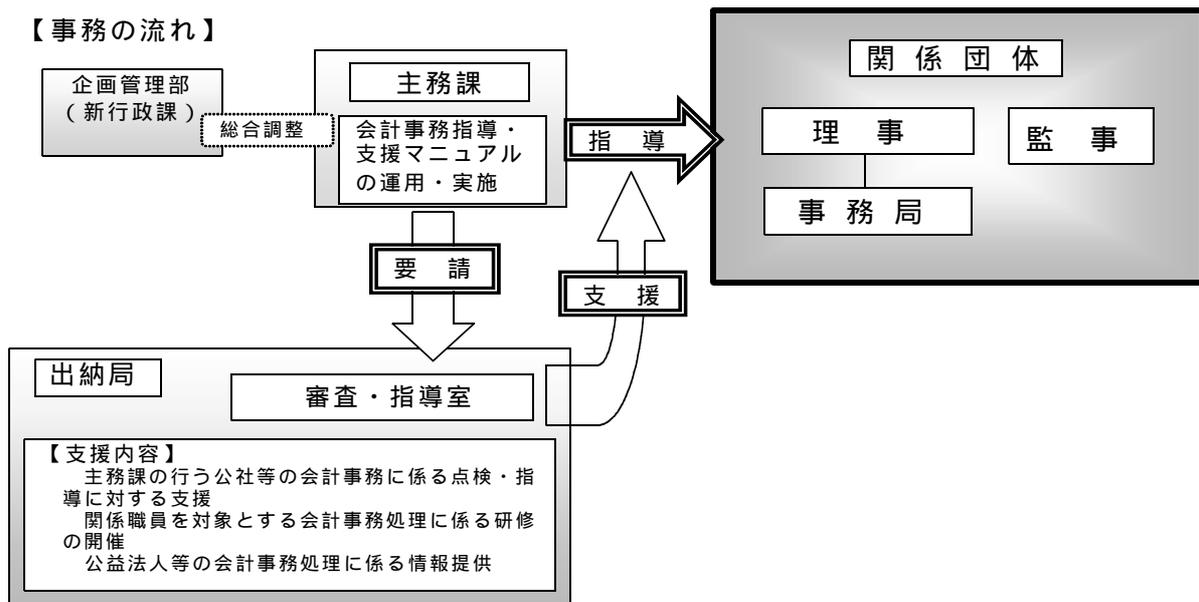
チェックシートによる点検

改善に向けた指導・支援

実施結果の総括及び開示

(3) 出納局審査・指導室の支援

チェックシートによる点検に当たっては、公益法人会計等の専門的な知識が要求されるが、主務課による対応には限界があることから、審査・指導室（現 審査・指導課）は、主務課からの要請に応じ、専門的な立場からの支援を行っている。



4 点検の実施状況等

「会計事務」「予算」「決算」の3つの点検区分のうち、「会計事務」及び「決算」について、平成18年度の点検状況を確認した結果は次のとおりである。

(1) 点検実施課室

マニュアルを活用して点検を実施した主務課は、16課室中15課室である。

未実施の1課は、該当する法人が監査法人による外部監査を受けており、適正な事務執行が図られていると判断し、当該点検を実施していない。

(2) 点検実施体制

点検を行っている15課室の点検実施体制をみると、主務課の点検を審査・指導室が支援し、決算時期に合わせて点検を行っているものが12課室、審査・指導室の支援を求めず主務課単独で点検を行っているものが3課である。

(表2) 主務課におけるマニュアルを活用した点検実施体制

区 分		課 室 数
点 検 実 施	審査・指導室の支援を受け主務課が点検を実施	12
	主務課が単独で点検を実施	3
	小 計	15 (93.8%)
点検未実施	団体が外部監査を受検	1 (6.2%)
計		16 (100.0%)

(3) 点検者のキャリア

主務課職員（点検者）の法人担当年数は、3年未満の者が約9割を占めている。

また、過去に複式簿記会計事務や公益法人会計事務を経験したことがある者は12.9%で、大半の点検者は、上記の事務の経験がない職員である。

(表3) 主務課職員の事務担当年数等 (平成18年4月1日現在)

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	計	うち、複式簿記会計 事務等経験の有無
10人 (32.3%)	12人 (38.7%)	5人 (16.1%)	4人 (12.9%)	31人 (100.0%)	4人 (12.9%)

(4) 点検の状況

マニュアルを活用した主務課の平成15年度以降平成18年度までの点検実施状況をみると、毎年度「会計事務」と「決算」の両方を点検している主務課は、15課室のうち7課であり、年度によって点検を実施していない主務課もある。

また、主務課による点検は、審査・指導室の支援がある場合、概ね、主務課の職員2人（係長及び担当）及び審査・指導室の職員2人の計4人により、1日（約6時間程度）で点検を実施している。

主務課の単独実施による点検の場合は、1人又は2人により点検を実施しているが、審査・指導室の支援を受けている場合に比較して、点検時間は概して短い。

(表4) 主務課におけるマニュアルを活用した点検実施状況(平成15年度~平成18年度)

No	部 局	主 務 課	所管団体名	マニュアル 点検実 施の有無	点検実施の内訳		マニュアル点検実施状況												
					審査・ 指導室 の支援 を受けて 実施	単 独 実 施	15年度		16年度		17年度		18年度						
							会 計	決 算	会 計	決 算	会 計	決 算	会 計	決 算					
1	県民政策部	青 少 年 課	(財)兵庫県青少年本部																
2	企画管理部	自治情報課	(財)ひょうご情報教育機構																
3	健康生活部	社会援護課	(社福)兵庫県社会福祉事業団																
4	産業労働部	科学振興課	(財)ひょうご科学技術協会																
5		経営支援課	(財)ひょうご産業活性化センター																
6		労政福祉課	(財)兵庫県勤労福祉協会																
7		国際政策課	(財)兵庫県国際交流協会																
8	農林水産部	林 務 課	(財)兵庫県営林緑化労働基金																
9	県土整備部	用 地 課	兵庫県土地開発公社																
10		高速道路室 (現 道路計画課)	兵庫県道路公社																
11		下 水 道 課	(財)兵庫県下水道公社																
12		住宅計画課	兵庫県住宅供給公社																
13		公園緑地課	(財)淡路花博記念事業協会																
14		復興推進課	(財)阪神・淡路大震災復興基金																
15	復興支援課	(財)兵庫県住宅再建共済基金																	
16	教育委員会	体育保健課	(財)兵庫県体育協会																
計(16団体)				15 (93.8%)	12 ((80.0%))	3 ((20.0%))	7	9	8	12	8	12	11	14					

(注)兵庫県住宅供給公社については外部監査を受検しているため、住宅計画課はマニュアルを活用した点検を実施していない。

5 監査結果

(1) チェックの形骸化

団体の決算事務や会計事務処理に関する主務課のチェックにおいて、決算関係資料の記載内容の点検が十分でないものや、改善すべき事務処理があるのに適正と判断するなどの現状が見受けられる。

主務課のチェックが一部形骸化しているので、主務課においては、専門的なスキルの向上に努め、実効ある点検を実施されたい。なお、審査・指導室の支援を求めず単独で点検を実施している主務課にあっては、点検に苦慮している現状が伺えることから、審査・指導室への支援要請を検討されたい。

(2) 組織としての対応の不備

審査・指導室が主務課の点検に同行し決算事務等について問題点を指導しているにもかかわらず、主務課が作成した点検結果には適正である旨の記載しかなされていないため、団体に対する指導内容を課長が的確に認識していなかったり、点検結果の復命自体を課長に行っていない主務課がある。

団体に対する点検・指導の責任が主務課にあることを認識し、組織として団体の指導・支援に取り組まれない。

(3) 点検時期の問題

決算関係の点検事務は、決算理事会開催前に行い、適正な決算資料の作成等を指導すべきであるのに、決算理事会開催前に実施していない主務課がある。

主務課による指導・支援を効果的に行うためには、マニュアルに従い、主務課の点検を適期に実施されたい。また、年1回決算時期に合わせ、点検を行っている主務課が大半であるが、相当量のチェック項目を適正に検証していくには時間的余裕がないことから、決算時期とは別に会計事務の点検を行うなど、可能な限り複数回の点検を実施されたい。

(4) 「会計事務」点検の未実施

マニュアルでは、点検に当たって「会計事務」「決算」の各区分毎に、適宜、実施の要否を判断し、公認会計士等による外部監査を受けているものであって、事務処理上の事故発生が予防できると考えられる場合や、決算報告事務等の適正処理が期待できると判断される場合においては、点検を省略できると規定されているが、実施の要否を検討しないまま、マニュアルが本格運用された平成15年度以降一度も「会計事務」の点検を行っていない主務課がある。

「会計事務」の点検は、内部チェック体制の整備及び運用状況等を点検するために実施するものであるため、「会計事務」についても点検を実施されたい。

(5) マニュアル活用説明会への不参加

審査・指導室においては、平成17年度から、年度当初にマニュアル活用説明会を開催しているが、担当者が団体の会計指導事務を担当した経験がないのに、説明会に出席させていない主務課がある。

担当者のスキルを向上させ、マニュアルを効果的に活用させるためには、初心者にとっては審査・指導室が開催する研修会への参加が不可欠であるため、主務課は研修会への担当者の参加について配慮されたい。

(6) 点検結果の団体への未通知

マニュアルでは、主務課が行った点検結果の総括表は、主務課・団体双方に備え付け、県民の求めに応じてこれを開示することになっているが、全ての主務課において、団体に対して点検結果の総括表を通知していない。

主務課は、マニュアルに基づき、点検結果を団体へ通知されたい。

監査の結果は以上のとおりであるが、団体に対する会計・決算事務のチェックを公益法人会計等の知識、経験に乏しい主務課が担っていくことは、審査・指導室の支援があるとはいえ、監査の結果から判断して困難であると言わざるを得ないので、実効ある点検体制について検討を望むものである。